

# 第 3 次 中野区環境基本計画

平成 28 (2016) 年度 ~ 平成 37 (2025) 年度

平成 28 (2016) 年 3 月  
中野区

## 目次

<b>第1章 基本計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1 基本計画改定の背景.....	1
2 基本計画の改定に当たっての考え方.....	2
3 基本計画の位置づけ.....	3
4 基本計画の期間.....	4
<b>第2章 中野区を取り巻く環境の現状と課題</b> .....	<b>5</b>
1 地球温暖化をめぐる世界、国及び東京都の動向.....	5
(1) 世界の動向.....	5
(2) 国の動向.....	6
(3) 東京都の動向.....	8
2 国及び東京都の現状と課題.....	10
(1) 国のCO <sub>2</sub> 排出量及びエネルギー消費量の現状と課題.....	10
(2) 東京都のCO <sub>2</sub> 排出量及びエネルギー消費量の現状と課題.....	13
3 中野区の環境の主な現状と課題.....	15
(1) 地球温暖化の現状と課題.....	15
① CO <sub>2</sub> 排出量の現状と課題.....	15
② エネルギー消費量の現状と課題.....	17
③ 電力のCO <sub>2</sub> 排出係数の変動に伴う影響.....	18
④ 課題に対するこれまでの取組.....	19
(2) その他環境項目毎の現状と課題.....	22
① 都市環境.....	22
② 自然環境.....	23
③ 生活環境.....	24
④ その他.....	24

<b>第3章 将来像と目標実現に向けた4つのプロジェクト</b> ……………	<b>25</b>
1 めざす将来像……………	25
(1) 将来像……………	25
(2) 10年後に実現するまちの姿……………	25
2 削減目標……………	26
(1) 削減目標設定の考え方……………	26
(2) 削減目標……………	27
(3) 参考指標……………	29
3 計画の進行管理……………	31
(1) 計画の進行管理体制……………	31
(2) PDCAによる計画の進行管理……………	32
4 4つのプロジェクトと適応策……………	33
(1) 4つのプロジェクトと適応策……………	33
(2) スローガン……………	33
(3) 体系図……………	34
(4) アクションプログラム……………	35
① 低炭素なまちづくりプロジェクト……………	35
② 地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト……………	41
③ みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト……………	51
④ 大規模事業者としての区の環境配慮率先行動プロジェクト……………	55
◎ <適応策>温暖化に伴う気候変動への適応……………	61
<b>資料編</b> ……………	<b>64</b>
1 第3次中野区環境基本計画策定の概要……………	65
(1) 策定の経過……………	65
(2) 第4期中野区環境審議会 委員名簿……………	67
2 中野区環境基本条例……………	68

---

# 第 1 章 基本計画の基本的な考え方

---

## 1 基本計画改定の背景

---

中野区環境基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 20（2008）年 5 月、平成 20（2008）年度を初年度とし平成 29（2017）年度までの 10 年間を計画期間として策定しました。その後、平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災と原子力発電所事故を機に、国はエネルギー政策の枠組みと、これに伴う地球温暖化対策の見直しを進めました。平成 26（2014）年 4 月には、新しい「エネルギー基本計画」を閣議決定しました。そして、平成 27（2015）年 7 月に、各国の動向、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえ、地球温暖化対策推進本部で平成 32（2020）年以降の温室効果ガス削減目標を「平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%（平成 17（2005）年度比で 25.4%）減」と決定したところです。また、東京電力管内の全原子力発電所の停止によって、当面、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を多く排出する火力発電への依存が高まり、電力の CO<sub>2</sub> 排出係数が増加しています。

このように、基本計画を平成 20（2008）年に改定した当初とは大きく変動している状況を踏まえるとともに、上位計画である「新しい中野をつくる 10 か年計画」（以下「10 か年計画」という。）の改定時期と重なることから、内容や計画期間等について整合を図りながら、平成 28（2016）年 3 月に「第 3 次中野区環境基本計画」を策定しました。

## 2 基本計画の改定に当たっての考え方

今回、次の考え方に基づき基本計画を改定しました。

環境問題の中でも、地球温暖化問題は最も重要な環境問題の一つです。地球温暖化に伴う気候変動は、気温の上昇、海面の上昇、生態系等、人類の生存基盤である地球に深刻な影響を及ぼしています。この温暖化の要因は、人類が消費する大量の化石燃料に起因する温室効果ガスの増加であることが、ほぼ断定されています。まさに、人類共通の重大課題として、温暖化防止に取り組むことが緊急に求められています。

とりわけ、中野区のように、都市部に位置し、人口密度が高く、業務が集積している地域は、多くのエネルギーを消費し、CO<sub>2</sub>を排出することで、その区民生活や業務を維持しています。このため、エネルギー消費量を抑え、CO<sub>2</sub>排出量を削減することに率先して取り組むことが求められています。

こうしたことを踏まえ、基本計画は、地球温暖化対策を中心とします。

重点的に取り組むテーマを定めて、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して取り組むこととします。

また、できるだけ指標や数値目標を定めるとともに、進行管理を行ないます。

さらに、区として取組を発展させるとともに、大規模事業者としての区の役割を果たしていきます。

### ◆◆ 地球温暖化 ◆◆

私たちが生活している地球には、太陽からの光（熱エネルギー）が海や陸に降り注いでいます。地球は太陽からのエネルギーで暖められるとともに、地球からも宇宙に熱を放出しています。

太陽からの熱の一部を吸収し、地表から熱を逃がさない役目をしているのが、温室効果ガスです。温室効果ガスには、化石燃料（石油・石炭など）の燃焼などで発生するCO<sub>2</sub>などがあります。現在の地球の平均気温は14℃前後ですが、この温室効果ガスが全く存在しなければ、太陽からの熱が全て宇宙に放出されてしまうため、地球の平均気温は今よりずっと低いマイナス19℃になると言われています。

温室効果ガスは、地球を温かく保つ役割を果たし、私たちが住みやすい環境を作っています。

しかし、産業革命以降、人間が石油や石炭等の化石燃料を大量に燃やして使用してきたことで、大気中にCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスが増え続け、これまで宇宙に放出されていた熱が地表でさらに吸収され、気温が上昇しています。これが地球温暖化です。

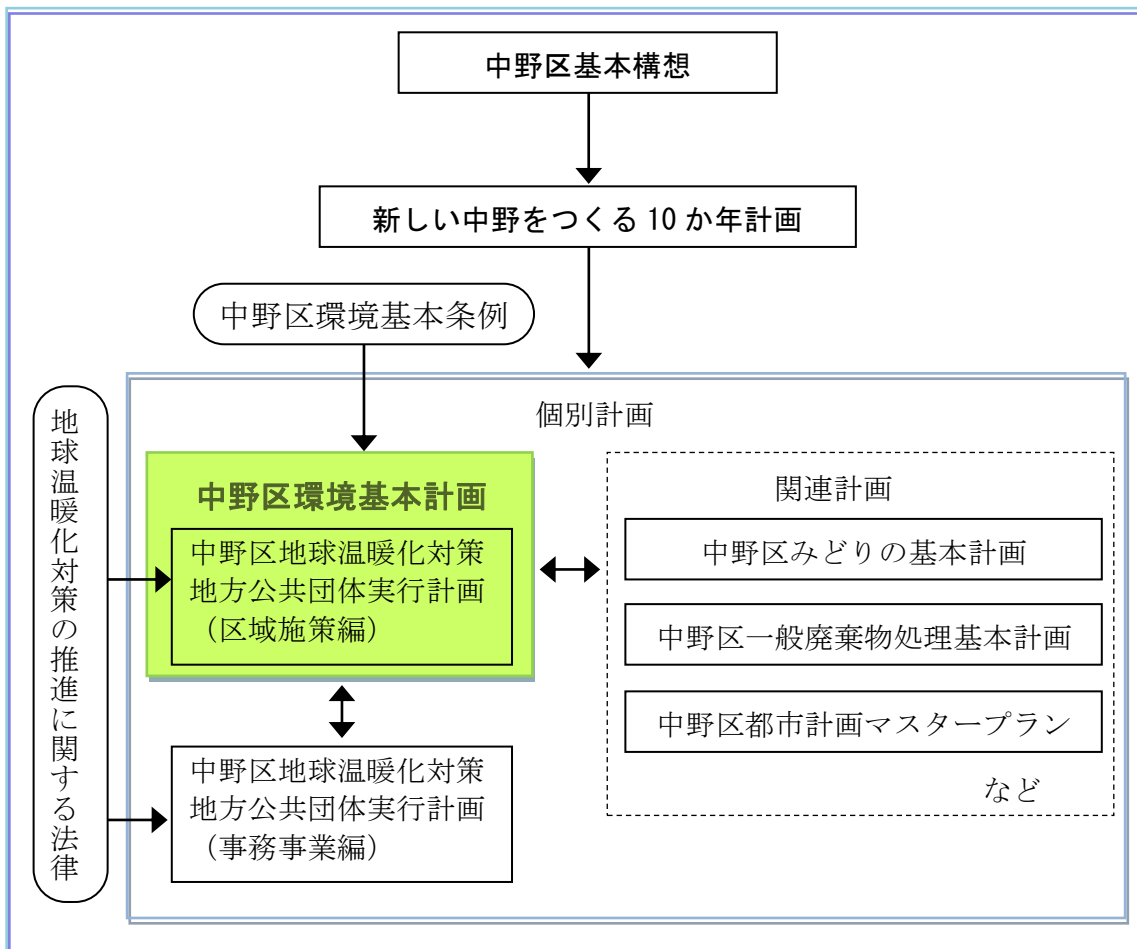
（出典）東京都地球温暖化防止活動推進センター

### 3 基本計画の位置づけ

基本計画は、中野区環境基本条例第 11 条に基づき、環境の保全を総合的に推進するための計画であり、10 か年計画に掲げる 10 年後のまちの姿を実現するための個別計画です。

区政全体の環境に関する指針として、「中野区みどりの基本計画」、「中野区一般廃棄物処理基本計画」、「中野区都市計画マスタープラン」及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」等と整合を図るとともに、同法に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含むものとします。

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律の平成 20(2008)年 6 月改正(平成 21(2009)年 4 月施行)により、「地球温暖化対策地域推進計画」が「地球温暖化対策地方公共団体実行計画」に変更となりました。それに伴い、地方公共団体自らの事務・事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画である「事務事業編」の策定義務と、当該区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策についての計画である「区域施策編」の策定努力義務が課されています。



## 4 基本計画の期間

### (1) 計画期間

10 か年計画の改定と整合を図るため、平成 28(2016)年度を初年度とし、平成 37 (2025) 年度までの 10 年間とします。

また、10 年後を見据えて、基本計画本体を改定するまでに何を達成するのかを定めた具体的な取組施策をアクションプログラムとして定め、その計画期間は 5 年間 (ステップ 1 を 2 年間、ステップ 2 を 3 年間) とします。

### (2) 改定時期

原則として 10 か年計画と合わせて改定を行います。このことから、概ね 5 年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定します。

また、アクションプログラムも、基本計画改定に合わせて見直しますが、進捗状況によっては必要に応じて見直します。

年 度	平成 28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計 画 期 間	第 3 次中野区環境基本計画 (平成 28~37 年度)									
	アクションプログラム (平成 28~32 年度)									
	ステップ 1		ステップ 2							
	新しい中野をつくる 10 か年計画 (第 3 次) (平成 28~37 年度)									

---

## 第2章 中野区を取り巻く環境の現状と課題

---

### 1 地球温暖化をめぐる世界、国及び東京都の動向

---

#### (1) 世界の動向

##### ① 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

平成 26（2014）年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書統合報告書では、このまま追加的な温室効果ガスの抑制に取り組まないと、2100 年における世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べ 3.7～4.8℃上昇するとされています。2℃未満に抑制するには、2050 年までに世界全体で温室効果ガス排出量を 2010 年と比べて 40～70%削減し、2100 年にはゼロまたはマイナス（植物などによる CO<sub>2</sub> 固定や、CO<sub>2</sub> を地中に埋めることなど）にする必要がある、としています。また、気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく「適応」を進めることが求められています。

##### ② 気候変動枠組条約締約国会議

気候変動に関する国際連合枠組条約は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させることを掲げています。

平成 25（2013）年 11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議（COP19）では、平成 32（2020）年以降の枠組みについて、すべての国が自主的な温室効果ガス削減目標や貢献策を示すことで合意しました。平成 26（2014）年 12 月に開催された COP20 での検討を経て、平成 27（2015）年 12 月に、パリで開かれた COP21（p.9 参照）で条約加盟のすべての国が参加する平成 32（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。



## (2) 国の動向

### ① 温室効果ガス削減目標

平成9(1997)年に京都で開催されたCOP3において京都議定書が採択され、平成17(2005)年2月16日に発効しました。京都議定書は、先進国に対して法的拘束力のある温室効果ガス削減の数値目標を設定し、また柔軟性措置としての京都メカニズム等について定めています。

平成20(2008)年から平成24(2012)年までの第一約束期間においては、国は平成2(1990)年に比べて6%の削減目標が課されました。平成26(2014)年4月に発表した平成24(2012)年度の国の温室効果ガス排出量の確定値では、森林等吸収源や京都メカニズムクレジットを加味すると、京都議定書第一約束期間の5か年平均で基準年比8.4%減となり、京都議定書の目標(同6%減)を達成しました。

京都議定書締約国のうち、第一約束期間で排出削減義務を負う各国の排出量は世界の4分の1に過ぎないことなどから、国は、第二約束期間(平成25(2013)年から平成32(2020)年)に参加しないこととしました。平成25(2013)年3月には、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定され、地方公共団体、事業者及び国民には、京都議定書目標達成計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進することなどが示されています。

平成21(2009)年9月に開催された国連気候変動サミットで、国は、平成32(2020)年までに温室効果ガス排出量を平成2(1990)年比で25%削減することを表明していましたが、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災及び原子力発電所事故を機にエネルギー政策の見直しを進めています。平成25(2013)年11月のCOP19では、原子力発電の活用のあり方を含めたエネルギー政策及びエネルギーミックスが検討中であることを踏まえ、原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標として、平成32(2020)年度の温室効果ガス削減目標を平成17(2005)年度比で3.8%減とすると表明しました。

平成27(2015)年7月に、各国の動向、エネルギー政策やエネルギーミックスに係る国内の検討状況等を踏まえ、地球温暖化対策推進本部で平成32(2020)年以降の温室効果ガス削減目標を「平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%(平成17(2005)年度比で25.4%)減」と決定し、12月のCOP21で表明しました。

なお、長期的な温室効果ガス削減目標としては、平成 24（2012）年 4 月に閣議決定された第四次環境基本計画に、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざす長期的な目標を記載しています。

## ② エネルギー政策・地球温暖化対策

平成 26（2014）年 4 月に、エネルギー政策の基本的な方向性を示す第 4 次エネルギー基本計画が閣議決定されました。

平成 27（2015）年 7 月には、このエネルギー基本計画を踏まえ、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合について達成すべき政策目標を想定した上で、政策の基本的な方向性に基づいて施策を講じたときに実現されるであろう将来のエネルギー需給構造の見通しであり、あるべき姿を示す「長期エネルギー需給見通し」を決定しています。

また、平成 24（2012）年 12 月に都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）が施行されました。まちづくりに、地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりの取組が進められています。

## ③ 適応計画

温室効果ガスを削減するための緩和策に加え、既に現れている、もしくは今後長期的に避けられない温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対処するため、影響の評価及び影響への適応策を計画的に進めることが必要です。英国・米国・オランダ・韓国などにおいて、気候変動における影響の評価及び適応計画策定の取組が進められています。日本においても、平成 27（2015）年 11 月に政府として初の「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

国の適応計画では、今後おおむね 10 年間における政府の気候変動の影響への適応に関する基本戦略及び政府が実施する各分野（渇水・水害対策、熱中症対策、感染症対策、ヒートアイランドなど暑熱による生活への影響や緑地保全等）における施策の基本的方向等が示されています。

### (3) 東京都の動向

#### ① 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

東日本大震災直後の深刻な電力不足を経験して以降、エネルギー施策の見直しや新たな取組を進めることが必要になっています。これまで進めてきた気候変動対策に加え、エネルギーの安定供給を維持するための自立・分散型エネルギーの確保や、都市の快適性を維持しつつエネルギー利用の効率化・最適化を図るエネルギーマネジメントの考え方などが求められるようになりました。

こうした中、東京都は平成 24 (2012) 年 5 月、「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」を策定しました。気候変動対策に先導的に取り組むとともに、災害に備え、かつ、都市の魅力と知的生産性の向上を図ることで、低炭素、快適性、防災力の 3 つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指す都の取組について示しています。

#### ② 省エネルギー目標（エネルギー消費量に着目）

東京都のエネルギー消費量が減少（平成 23 (2011) 年の東京のエネルギー消費量は平成 12 (2000) 年比で 15%減）している一方で、都内に供給される電気の CO<sub>2</sub> 排出係数の大幅な上昇により CO<sub>2</sub> 排出量が増加していました。そのため、CO<sub>2</sub> 排出量の推移だけでは、事業者・都民の省エネ努力の効果がわかりにくい状況になっていました。東京は北欧一国分に相当するエネルギーの大消費地であり、また電力の供給を他県に大きく依存しています。エネルギーの大消費地の責務として、気候変動の危機を回避するためにも、エネルギー消費の効率化を図るなど省エネ対策に先駆的に取り組んでいく必要があることから、事業者や都民等の省エネ・節電の成果が明確となるよう、平成 26 (2014) 年 3 月にエネルギー消費量そのものに着目した新たな目標を掲げました。

#### ③ 東京都長期ビジョン

平成 26 (2014) 年 12 月に「東京都長期ビジョン」を策定しました。2 つの基本目標と 5 つの視点に基づき、「『世界一の都市・東京』の実現」という東京都が目指す将来像の達成に向けて、政策を 8 つの「都市戦略」としてまとめています。この「都市戦略」の下に合計 25 の「政策指針」を掲げ、今後の政策展開を明らかにしています。

「都市戦略 7 豊かな環境や充実したインフラを次世代に引き継ぐ都市の実現」の下に掲げられた「政策指針 20 スマートエネルギー都市の創造」では、「エネルギー消費量を平成 32（2020）年までに 20%、平成 42（2030）年までに 30%削減（平成 12（2000）年比）」、「再生可能エネルギーによる電力利用割合を平成 36（2024）年までに 20%程度に拡大」、「水素の製造から利用までの課題が解決し、水素を活用した取組が本格化」などが示されています。

#### ④ 東京都環境基本計画のあり方について

東京都環境審議会は、平成 27（2015）年 4 月に東京都環境基本計画の改定について諮問を受け、平成 28（2016）年 2 月に答申として「東京都環境基本計画のあり方について」を報告しました。その中で、「長期ビジョンで定めたエネルギー消費量の削減目標（平成 42（2030）年までにエネルギー消費量を平成 12（2000）年比 30%削減）をより強化し、平成 42（2030）年までにエネルギー消費量を平成 12（2000）年比 38%程度削減とすべきである。」と示されています。

東京都は、この答申を踏まえ 3 月末までに東京都環境基本計画を改定する予定です。

#### ◆◆ COP21 ◆◆

平成 27（2015）年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が行われ、条約加盟のすべての国が参加する平成 32（2020）年以降の地球温暖化対策の新たな国際的な枠組み「パリ協定」が採択されました。

パリ協定の主な内容は次のとおりです。

- ・ 世界共通の長期目標として 2℃目標のみならず 1.5℃への言及
- ・ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新すること
- ・ 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- ・ 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること
- ・ 5 年ごとに世界全体の状況を把握する仕組み

（出典）国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）京都議定書第 11 回締約国会合（CMP11）等（概要と評価）（日本政府代表团）より作成

## 2 国及び東京都の現状と課題

---

### (1) 国の CO<sub>2</sub> 排出量及びエネルギー消費量の現状と課題

近年、人間活動の拡大に伴って、CO<sub>2</sub>をはじめとする温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。特に、CO<sub>2</sub>は、石油や石炭等の化石燃料を燃料することによって膨大な量が人為的に排出されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書では、人類が消費する大量の化石燃料に起因する温室効果ガスの増加が温暖化の要因であることが、ほぼ断定されています。

地球温暖化に伴う気候変動は、気温の上昇、海面の上昇、生態系等、人類の生存基盤である地球に深刻な影響を及ぼす、最も重要な環境問題として取り組む必要のある課題となっています。

平成25（2013）年度のCO<sub>2</sub>排出量は13億1,100万t（平成17（2005）年度比0.5%増加）で、国の温室効果ガスの約93%を占めています。平成17（2005）年度と比べて排出量が増加した要因としては、火力発電の発電量の増加に伴う化石燃料消費量の増加により、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出量が増加したことなどが挙げられます。

その内訳を主な部門別に見ると産業部門からの排出量は4億2,900万t（同6.0%減少）でした。また、運輸部門からの排出量は2億2,500万t（同6.3%減少）でした。業務その他部門からの排出量は2億7,900万t（同16.7%増加）でした。家庭部門からの排出量は2億100万t（同11.9%増加）でした。（図2-1, 2-2）

CO<sub>2</sub>排出量が大幅に増加している家庭部門と業務その他部門における対策が必要です。

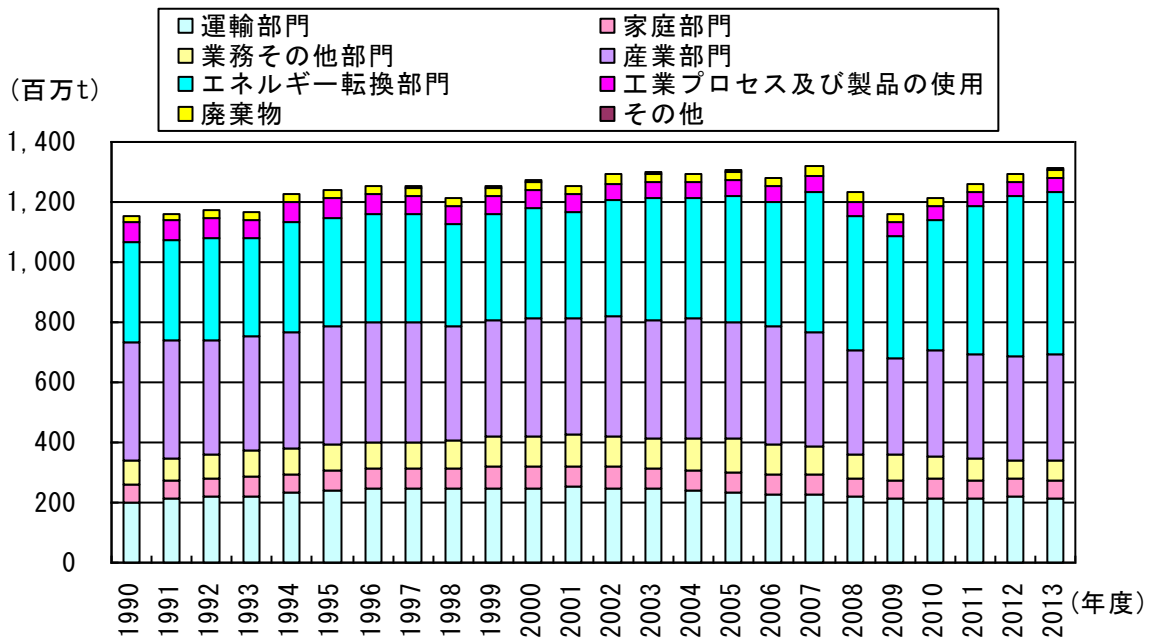


図 2-1 国の CO<sub>2</sub> 排出量と主な部門別内訳の推移

(出典) 2013 年度 (平成 25 年度) の温室効果ガス排出量 (確報値) について (環境省) より作成

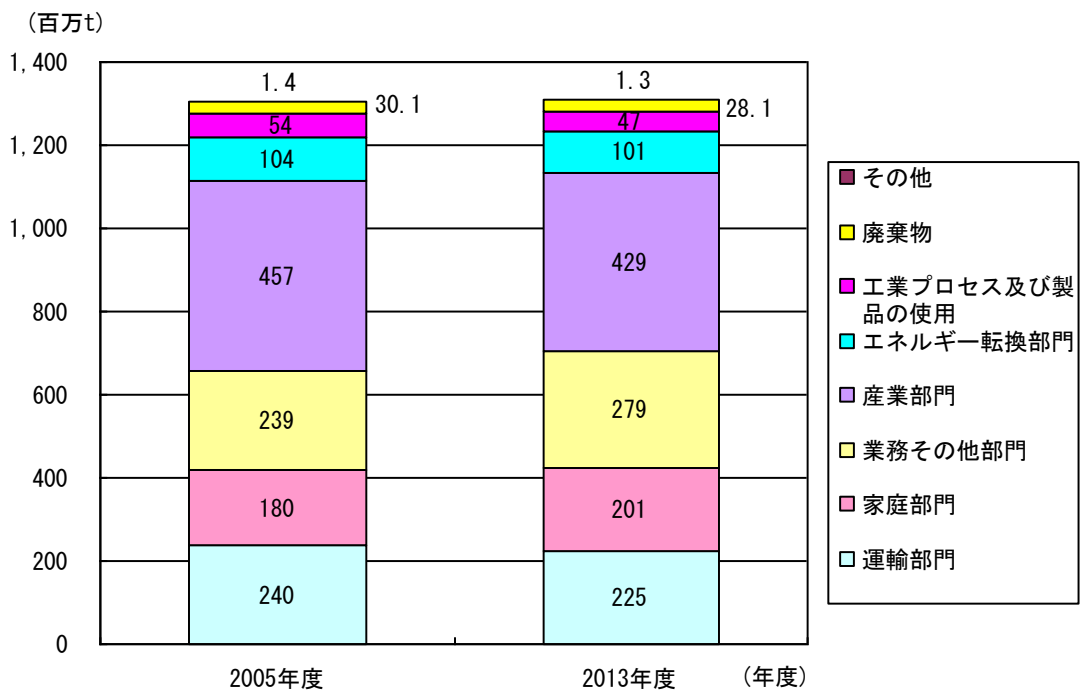


図 2-2 国の CO<sub>2</sub> 排出量の部門別内訳 (2005 年度及び 2013 年度)

(出典) 2013 年度 (平成 25 年度) の温室効果ガス排出量 (確報値) について (環境省) より作成

1990年代を通して原油価格が低水準で推移する中で、家庭部門、業務他部門を中心にエネルギー消費量<sup>※</sup>は増加しました。2000年代には再び原油価格が上昇してきたこともあり、平成16(2004)年度をピークにエネルギー消費量は減少傾向にあります。平成22(2010)年度は景気回復や気温による影響を受け、最終エネルギー消費量は大幅に増加しましたが、平成23(2011)年度からは東日本大震災以降の節電意識の高まりなどによって再び減少傾向となり、平成25(2013)年度の最終エネルギー消費量は13.98千PJと平成2(1990)年度の13.54千PJと比較すると、3.2%増加しました。(図2-3)

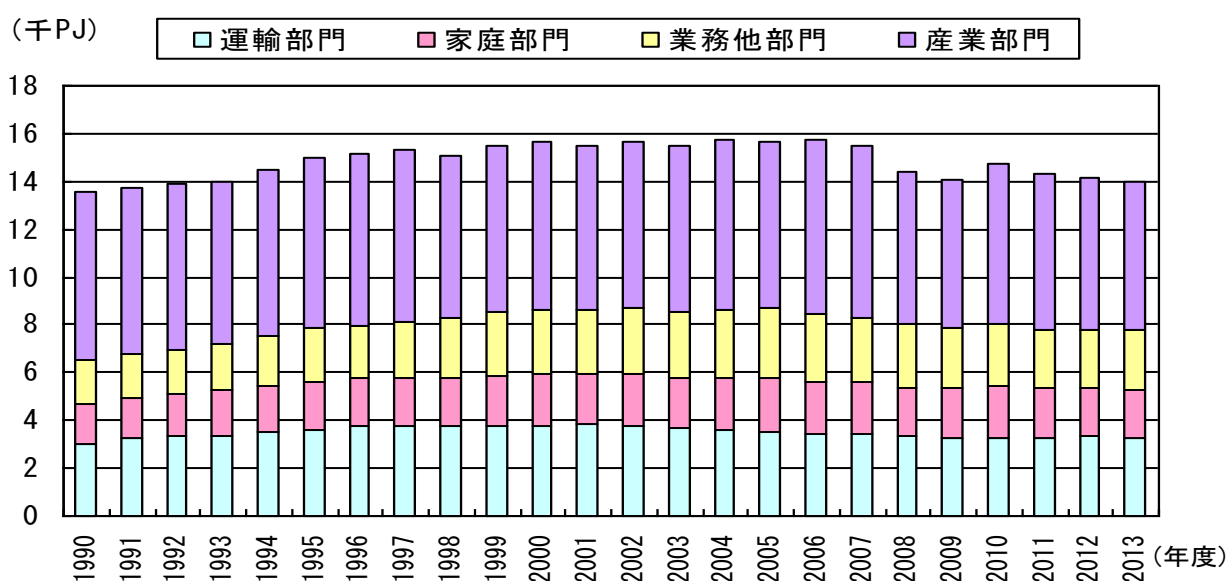


図2-3 国の最終エネルギー消費量（部門別）推移

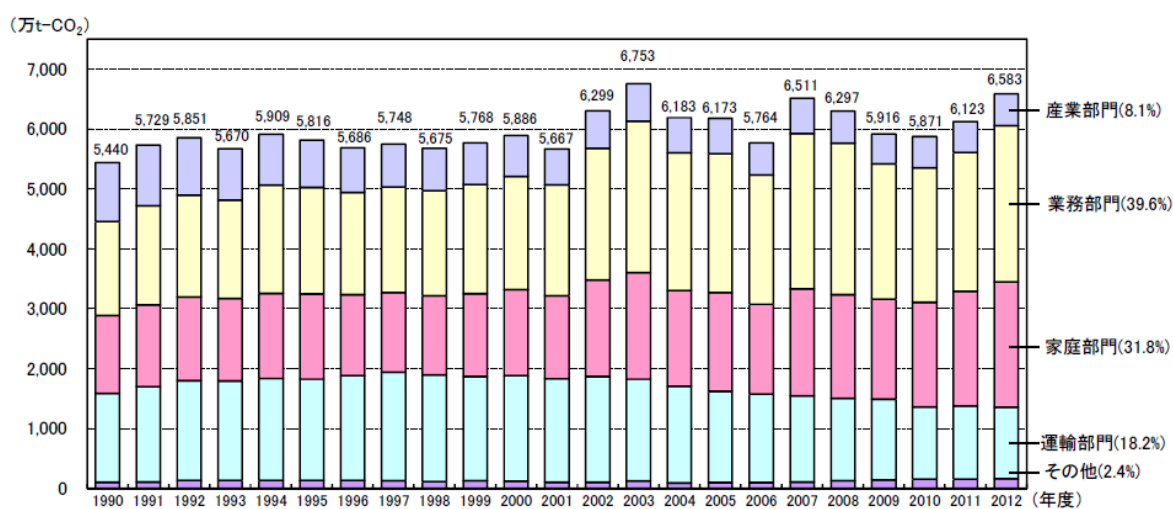
(出展)「平成26年度エネルギーに関する年次報告」(エネルギー白書2015)HTML版より作成

※ エネルギー消費量とは、購入電力、都市ガス、灯油、ガソリン、LPG等の各エネルギー消費量に、それぞれのエネルギー源に対応する熱量換算係数を乗じて算出された量 [単位:J (ジュール)] (1MJ (メガジュール) = 百万 J (10<sup>6</sup>J)、1TJ (テラジュール) = 1兆 J (10<sup>12</sup>J)、1PJ (ペタジュール) = 1千兆 J (10<sup>15</sup>J))



## (2) 東京都のCO<sub>2</sub>排出量及びエネルギー消費量の現状と課題

東京都の平成 24 (2012) 年度の CO<sub>2</sub> 排出量は、6,583 万 t であり、平成 12 (2000) 年度の 5,886 万 t に比べると 12% の増加、前年度の 6,123 万 t と比べると 8% の増加となっています。(図 2-4)



※ 「その他」は、廃棄物の焼却に由来する CO<sub>2</sub> 排出量

図 2-4 東京都の CO<sub>2</sub> 排出量 (部門別) の推移

(出典) 都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査 (2012 (平成 24) 年度実績)  
(東京都環境局)

一方、東京都の最終エネルギー消費量は、平成 24 (2012) 年度には 671PJ となっており、平成 12 (2000) 年度の 801PJ と比べると 16% の減少、前年度の 677PJ と比べると 1% の減少と、平成 17 (2005) 年度以降、減少傾向にあります。(図 2-5)

平成 22 (2010) 年 4 月から開始した東京都の「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」は、大都市に集中するオフィスなどの業務部門をも対象とする点において、世界で初めての都市型キャップ・アンド・トレードプログラムです。大規模事業所の平成 24 (2012) 年度の排出量は、震災後の平成 23 (2011) 年度の節電が戻ることによる増加が見込まれていましたが、平成 23 (2011) 年度と同じ、基準排出量比で約 22% もの大幅削減が継続していました。平成 23 (2011) 年度の節電で実施された対策のうち、負担が大きい取組の実施は見直されたものの、LED の導入などの追加対策の実施により、削減が維持されたものと考えられます。



このように、エネルギー消費量の削減には、都内の事業者や家庭等がこれまでの気候変動対策（省エネ対策）の経験を活かして実行した平成 23（2011）年度の電力危機やその後の継続した節電・省エネ対策が大きく寄与しています。

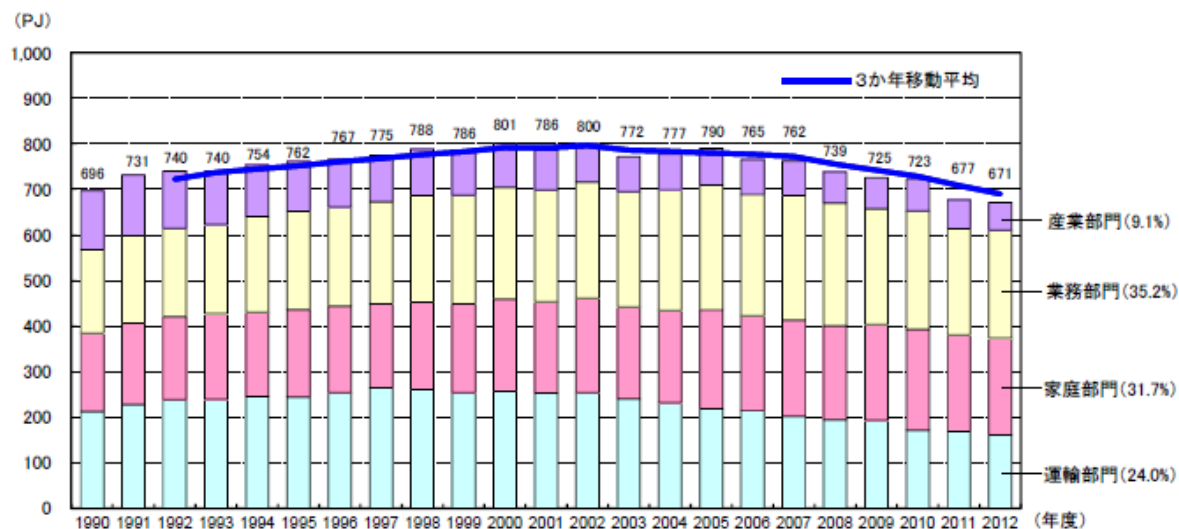


図 2-5 東京都の最終エネルギー消費量（部門別）の推移

（出典）都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2012（平成 24）年度実績）  
（東京都環境局）

### 3 中野区の環境の主な現状と課題

#### (1) 地球温暖化の現状と課題

##### ① CO<sub>2</sub> 排出量の現状と課題

中野区では、温室効果ガス排出量の約 96%以上を CO<sub>2</sub> が占めています。CO<sub>2</sub> 排出量は、平成 24 (2012) 年度には 1,062 千 t と、平成 2 (1990) 年度の 835 千 t よりも 227 千 t (27.2%) 増加、平成 16 (2004) 年度の 944 千 t より 118 千 t (12.5%) 増加、平成 17 (2005) 年度の 925 千 t より 137 千 t (14.8%) 増加しています。また、民生 (家庭) 部門と民生 (業務) 部門の排出量はここ数年増加傾向にあります。(図 2-6)

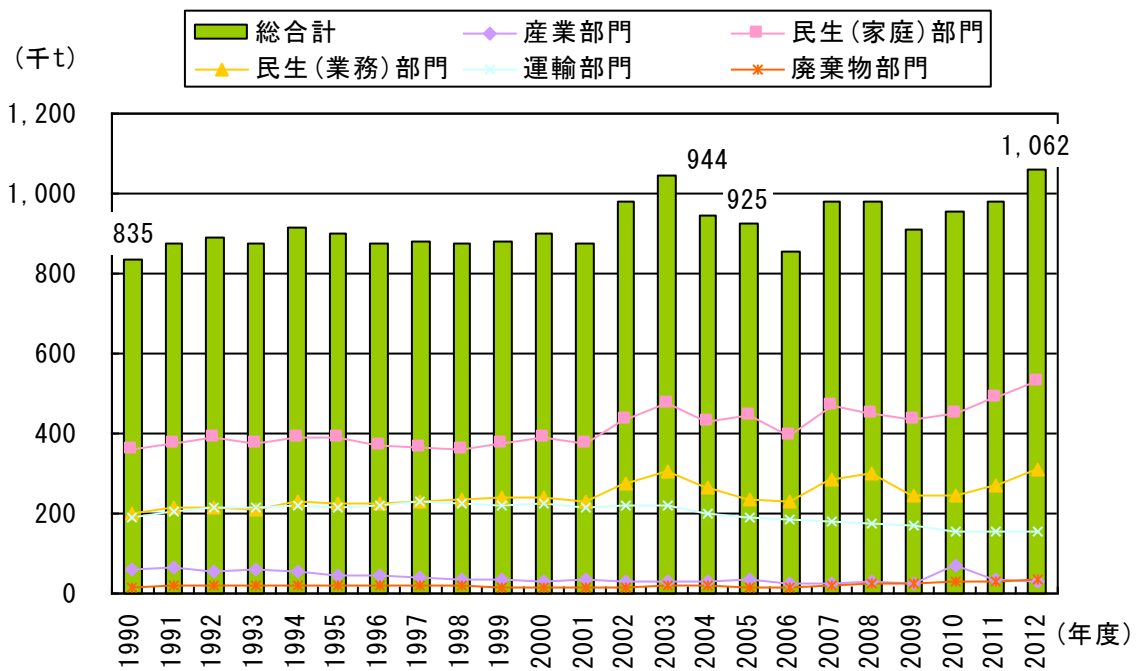


図 2-6 中野区の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の推移

(出典) (財) 特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2012 年度)」より作成

中野区の CO<sub>2</sub> 排出量の部門別割合を東京都や国と比較すると、産業部門の割合が低いことが特徴として見られます。また、民生（家庭）部門の割合が 50.0% と最も高く、次いで事務所・店舗などの民生（業務）部門の割合が 29.2% となっており、二つの部門で CO<sub>2</sub> 排出量が全体の約 8割を占めています。（図 2-7）中野区では、特に家庭や事務所・店舗などで CO<sub>2</sub> 排出量を削減する取組を進めることが重要です。

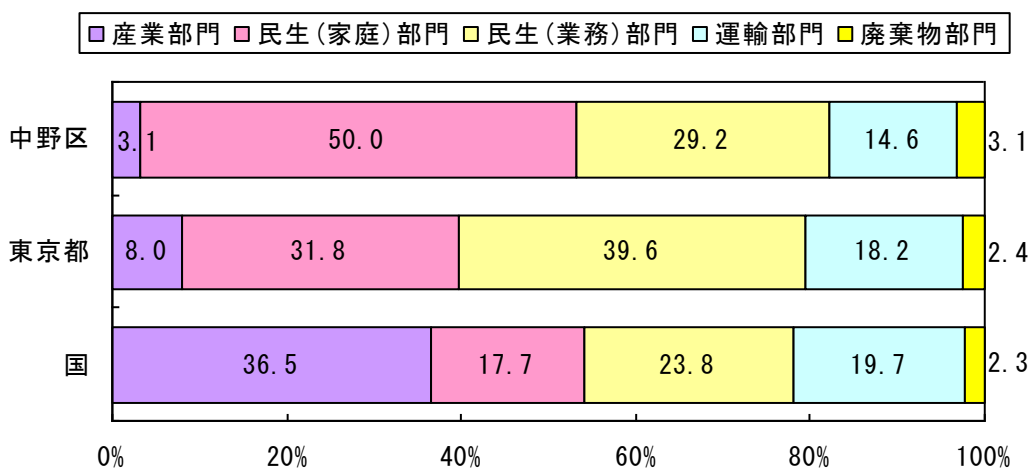


図 2-7 部門別 CO<sub>2</sub> 排出量内訳の比較（2012 年度）

（出典）

- ・（財）特別区協議会「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2012 年度）」
- ・東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査（2012（平成 24）年度実績）」
- ・環境省「2012 年度（平成 24 年度）の温室効果ガスの排出量（確定値）について」より作成。  
なお、東京都における廃棄物部門の数値は「その他」を示す。

- 産業部門：第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギー。この算定では、農業水産業、建設業、製造業が対象。
- 民生（家庭）部門：家計が住宅内で消費したエネルギー。
- 民生（業務）部門：第三次産業（水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー。
- 運輸部門：企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー。この算定では、自動車、鉄道が対象。
- 廃棄物部門：一般廃棄物の焼却による CO<sub>2</sub> 排出量。

## ② エネルギー消費量の現状と課題

中野区のエネルギー消費量は、平成 24 (2012) 年度には 10,863TJ と、平成 2 (1990) 年度の 10,901TJ よりも 38TJ (0.3%) 減少、平成 16 (2004) 年度の 11,905TJ より 1,042TJ (8.8%) 減少、平成 17 (2005) 年度の 11,888TJ より 1,025TJ (8.6%) 減少しています。(図 2-8)

エネルギー消費量の割合を部門別に見ると、民生(家庭)部門の割合が 51.2%と最も高く、次いで事務所・店舗などの民生(業務)部門の割合が 26.1%となっており、二つの部門でエネルギー消費量が全体の約 8割を占めています。(図 2-9) 東京都や国と比較すると中野区では産業部門の割合が低いことが特徴として見られ、CO<sub>2</sub>排出量と同じく、中野区では特に家庭や事務所・店舗などでエネルギー消費量を削減する取組を進めることが重要です。

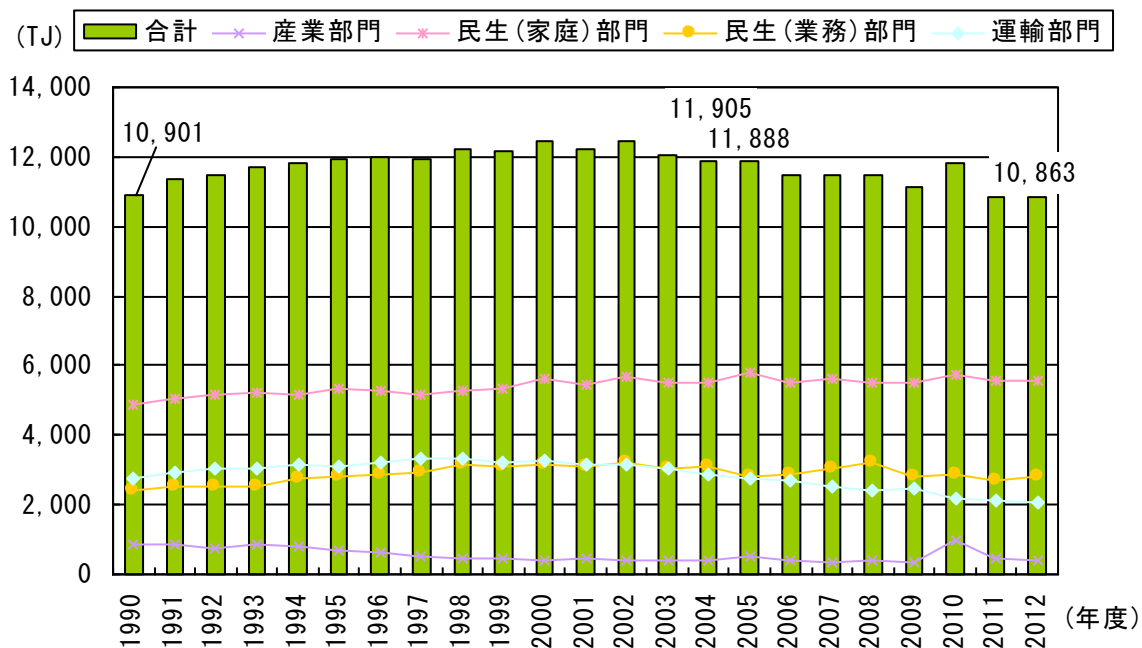


図 2-8 中野区の部門別エネルギー消費量の推移

(出典) 東京都提供資料より作成

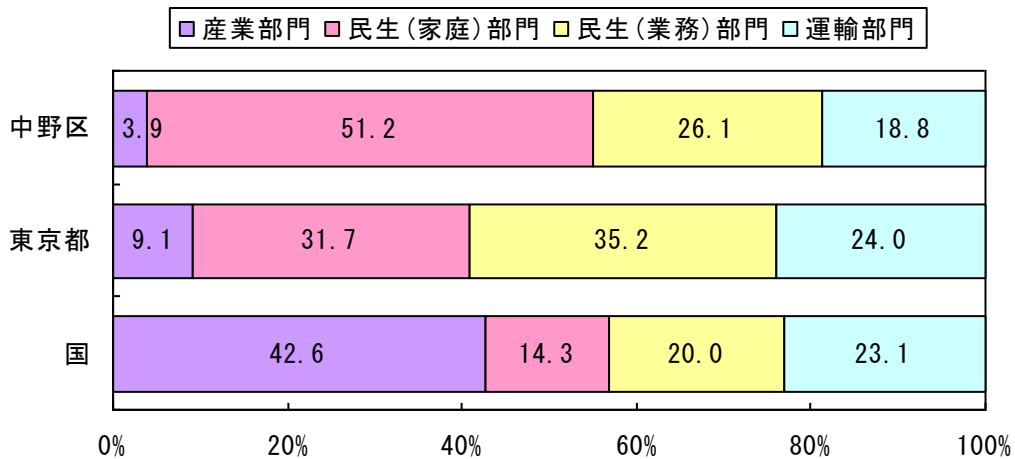


図 2-9 部門別最終エネルギー消費量の比較 (2012 年度)

(出典)

- ・東京都提供資料
- ・東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査(2012(平成24)年度実績)」
- ・資源エネルギー庁「平成24年度(2012年度)エネルギー需給実績(確報)」より作成。

### ③ 電力の CO<sub>2</sub> 排出係数の変動に伴う影響

電力の CO<sub>2</sub> 排出係数は、その年の電源構成により決定され、原子力発電による発電量の割合が低い年は CO<sub>2</sub> 排出係数が高くなっています。(※電力の CO<sub>2</sub> 排出係数は、東京都が公表している資料「エネルギー環境計画書・エネルギー状況報告書 集計結果報告書」に掲載されている全電源 CO<sub>2</sub> 排出係数を用いて東京都が算出。) (図 2-10)

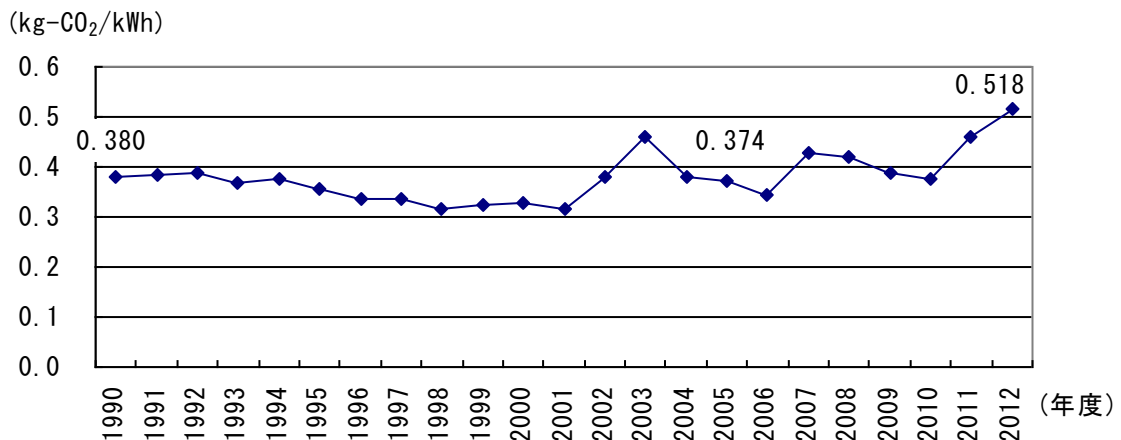


図 2-10 電力の CO<sub>2</sub> 排出係数の推移

(出典) 東京都提供資料

平成 15（2003）年度の増大は、東京電力の検査・点検等の不正問題に起因する原子力発電所の稼働率低下の影響、平成 19（2007）年度の増大は、新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の停止の影響、平成 23（2011）年度以降の増大は、東日本大震災による福島第一原子力発電所の停止等の影響を受けたものです。

中野区のエネルギー消費量が緩やかに減少しているのに対し、CO<sub>2</sub>排出量が増減しながら推移しているのは、「電力の CO<sub>2</sub> 排出係数の増減」が要因といえます。

#### ④ 課題に対するこれまでの取組

中野区では平成 20（2008）年 5 月に、平成 20（2008）年度から平成 29（2017）年度までの 10 年間を計画期間として、基本計画を改定しました。この中で、平成 29（2017）年度に中野区から排出される CO<sub>2</sub> 排出量を、平成 16（2004）年度の排出量と比較して 9.6%（9.1 万 t）削減することをめざしました。そして、「環境エネルギープロジェクト」をはじめとする 4 つのプロジェクトとともに、重点的に取組む事業の具体的な取組の手立てやスケジュールをアクションプログラム（平成 20（2008）～22（2010）年度）として決めました。

平成 23（2011）年 7 月には、中野区地球温暖化防止条例を施行し、区、区民等及び事業者の努力義務を定め、地球温暖化を防止する 4 つの対策（住宅や事務所などの断熱性向上、再エネ設備や省エネ性能の高い製品の導入、環境物品等の選択、自動車の使用に伴う排出抑制）を推進しています。平成 25（2013）年 9 月には、中野区独自の取組である、家庭の CO<sub>2</sub> 排出量の削減を促進するなかのエコポイント制度や、なかの里・まち連携自治体と連携したカーボン・オフセット事業（p. 21 参照）など、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に重点的に取り組む事業を示した基本計画第 2 次アクションプログラム（平成 25（2013）～27（2015）年度）を策定し、推進してきました。

#### 「環境エネルギープロジェクト」

区内小中学校等への太陽光発電設備設置や区内住宅への太陽光発電設備設置件数は、目標を大きく上回る成果を得られ、CO<sub>2</sub> 削減効果も大きなものがありました。加えて取り組んだ街路灯 LED 化も、切替えがすべて完了し、CO<sub>2</sub> 削減効果に寄与することができました。

### 「みどりを守り自然を活かすプロジェクト」

緑化の推進については、みどりのカーテンの小中学校など区有施設への新規導入件数は、目標を上回り全小中学校に導入されました。小中学校の校庭芝生化は、芝生の養生にかなりの期間を要し、その間授業等で使用できないなどの課題があるため、目標には届きませんでした。また、小中学校の屋上緑化についても校庭芝生化と一体的に取り組む前提で目標をたてましたが、校庭芝生化が進まないため、目標には届きませんでした。そこで、区単独で学校再編にともなう学校施設の改築、改修で屋上緑化を進めることとしました。一方、区内の大規模公園は順次整備を完了しています。また、群馬県みなかみ町（植林）及び福島県喜多方市（間伐支援）との連携によるカーボン・オフセット事業を開始しています。

### 「環境に配慮した快適なまちづくりプロジェクト」

区民が日々の生活の中で、CO<sub>2</sub>削減に向けて取り組む具体的な指針を示した「環境学習教材『なかのエコチャレンジ（家庭版）』」は、区内小中学校を通して行われました。また、「なかのエコポイント」制度もスタートし、参加区民の電気と都市ガスの削減努力によるCO<sub>2</sub>削減の取組が行われました。更に、環境商品コースも開始し、広く環境に配慮した商品の購入を促しています。一方、ごみの発生を抑制し、効率的な資源回収を進めるプログラムでは、区民一人1日あたりのごみ排出量は年々減少しているものの、目標値には届きませんでした。資源化については、紙媒体のデジタル化による古紙回収量の減少、プラスチック製容器包装の軽量化に伴う回収量の減少等により、資源回収量が減少したため、資源化率の目標達成はできませんでした。平成26年度以降、粗大ごみからの金属回収、食用油、蛍光灯、小型家電の回収等、新たな資源化に取り組んでいます。

### 「区役所のCO<sub>2</sub>排出ゼロプロジェクト」

区役所自身のCO<sub>2</sub>削減の努力目標としては、公用車への超低公害車及びクリーンエネルギー自動車導入台数は、庁有車買換基準（平成23年12月28日決定）に基づき買替を進め、買い替えた公用車は全て超低公害車にしました。また、公用車のガソリン削減量は目標を達成しました。また、電力のグリーン購入も行いましたが、加えて取り組んだ清掃工場廃熱利用電力の購入と区役所の照明省エネ化改修では、一定のCO<sub>2</sub>削減効果をあげました。平成26（2014）年7月には、区内の1事業者として、

中野区地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（平成 26（2014）～平成 27（2015）年度）を策定し、目標達成に向けて取り組んできました。

### CO<sub>2</sub>排出量・エネルギー消費量

平成 24（2012）年度の CO<sub>2</sub>排出量は、原子力発電所の停止によって CO<sub>2</sub>を多く排出する火力発電への依存が高まり、電力の CO<sub>2</sub>排出係数が上昇して 1,062 千 t と平成 16（2004）年度の 944 千 t より 12.5%増加したものの、エネルギー消費量では平成 24（2012）年度は 10,863TJ となりました。世帯数の 11.7%増や建物延床面積の 1.3%減のなかで区の施策や区民・事業者の取組の成果により、平成 16（2004）年度の 11,905TJ より 8.8%削減することができたと考えられます。

地球環境にやさしいライフスタイルがあらゆる世代の日常生活に幅広く根づくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の取組、ごみ発生抑制と資源化、身近なみどりを増やすことにより、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを進めていくことが重要です。また、エネルギー供給源の多様化や環境負荷の低減などの観点で注目されている水素エネルギーの活用についても、今後推進していくことが必要です。

#### ◆◇ カーボン・オフセット ◇◆

カーボン・オフセットとは、区内での日常生活や事業活動に伴い排出し、削減努力をしても減らせない CO<sub>2</sub>を、区外での植林や間伐などによる CO<sub>2</sub>吸収量で埋め合わせることです。

区では、森林資源を保有するなかの里・まち連携自治体と連携して、現地の森林整備（植林・間伐支援）を行い、この活動で得られる CO<sub>2</sub>吸収量によって、カーボン・オフセットを着実に進める「中野の森プロジェクト」に取り組んでいます。

平成 26 年度から、群馬県みなかみ町に設けた「中野の森」（約 15ha）で年間約 6 千本の植林を行っています。また、平成 27 年 7 月からは、福島県喜多方市から、間伐した森林による CO<sub>2</sub>吸収分のオフセット・クレジット（J-VER）を年間約 50t-CO<sub>2</sub>分購入することで、更なる間伐を支援しています。



## (2) その他環境項目毎の現状と課題

### ① 都市環境

#### まちづくりと公共交通

中野区は、都心に近接した立地から、生活や交通の利便性の高いまちとして発展し、現在のような市街地の姿に至っています。このような市街化された区域内では、住居系の土地利用を目的とする用途地域の指定区域が約8割を占め、商業系の指定区域は中野駅周辺や東中野駅周辺などの鉄道駅周辺と幹線道路沿道に形成されています。近年、鉄道駅周辺を拠点にまちの都市機能を集約する効率的な都市づくりの考え方が国から提示されており、その対応が課題となっています。中野の新たなエネルギーを生み出す活動拠点となる中野駅周辺の整備や、西武新宿線の開かずの踏切の解消を図る連続立体交差化と沿線のまちづくりを推進しています。

#### ごみの発生抑制と資源化

環境負荷の低減を実現するため、第一に発生抑制（リデュース）、第二に再使用（リユース）、第三に再生利用（リサイクル）、第四に熱回収を行い、やむを得ず循環利用が行われないものについては適正な処理を行うという優先順位により施策を展開しています。

そのため、区民や事業者がそれぞれに環境に配慮した生活スタイルや事業活動に転換していくよう、ごみ減量とリサイクルの推進に取り組むための普及・啓発事業を実施しています。

しかしながら、平成26（2014）年度のごみ排出実態調査によると、ごみの中にまだ約20%の資源化可能物が含まれていることから、今後も引き続き分別の徹底や資源化事業を推進する必要があります。

環境問題に関心が高まる一方で、区民や事業者の中には、ごみを減らす、ごみ排出のルールを守るといった日常の行動に結びついていない事例が散見されます。東京湾内最後の埋立処分場を延命化することは23区が取り組むべき重要な課題です。中野区としても、ごみの発生抑制と資源化に向けた取組を積極的に進めるため、従来の手法の継続だけでなく、新たな施策の実施が必要と考えています。

## ② 自然環境

### 都市のみどりの保全

美しく豊かなみどりは、人の心にやすらぎとうるおいを与えてくれるなど、健康で快適な生活を送るうえで、欠くことのできないものです。また、みどりは生き物の生息場所となり、生物多様性を保全するなど環境を守るうえで重要な役割を果たしています。例えば、①蒸散作用による熱環境の緩和や CO<sub>2</sub>、有害物質の吸収などにより環境を改善する、②暮らしにうるおいややすらぎをもたらし、街並みを美しくする、③生き物の生息、生育場所となり命を育む、④地震や火災の発生時における避難場所、延焼遮断帯、避難路など、様々な役割があります。

四季を通じて豊かなみどりを感ずる、住みよいまちの実現には、公共のみどりとあわせて民有地のみどりの保全、創出があつてこそ実現するものです。とりわけ住宅の庭木・生け垣など民有地内のみどりは、中野区のみどりで大きなウェイトを占めており、家庭、事業所や地域で、今あるみどりを守り育て、増やす取組を一層推進していく必要があります。公共のみどりでは、複数の大規模公園の整備も進んでいますが、学校等の公共施設の緑化やまちづくりに合わせた街路樹の整備も進め、やすらぎとうるおいのあるまちにしていく必要があります。

### ③ 生活環境

#### 公害防止

中野区内における河川の水質汚濁、大気汚染、幹線道路の自動車騒音などの状況は全般的に改善しているものの、一部の大気汚染物質や環七通りの道路騒音については環境基準が達成できていません。また、解体工事等によるアスベストの飛散や工場跡地等からの土壌・地下水汚染の拡散については、その防止が求められています。このため、中野区は自動車騒音などの調査を継続する必要があるとともに、事業者等に対する規制基準遵守の指導、東京都その他関係機関と連携した各種対策などを一層進めていく必要があります。

騒音、振動、悪臭等の苦情については、工場など、その設置前に中野区が事前審査を行う事業場の苦情は減少しましたが、建設作業、飲食店営業、家庭生活などに関するものは、引き続き区に寄せられています。このため、それらの発生予防のため指導・助言や啓発などの重要性が増しています。

### ④ その他

#### 温暖化に伴う気候変動への適応（適応策）

温室効果ガスを削減するための緩和策に加え、既に現れている、もしくは今後中長期的に避けられない温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対処するため、適応策を進めなければなりません。特に、都市部での気温の上昇による熱中症の増加、また、熱帯地域での病気が日本で広がる可能性があるなど、人の健康への被害も予測されています。

加えて、地球温暖化やヒートアイランド現象に起因すると言われていた、近年頻発している集中豪雨（ゲリラ豪雨）により、内水等による浸水被害が発生していることから、河川改修事業や雨水流出抑制対策等、水害対策を一層進めていく必要があります。

---

## 第3章 将来像と目標実現に向けた4つのプロジェクト

---

### 1 めざす将来像

---

「環境負荷の少ない低炭素社会」として中野区のめざす「将来像」及び「10年後に実現するまちの姿」は、次のとおりです。

#### (1) 将来像

- 日常生活の中で低炭素なライフスタイルが浸透し、次世代に引き継がれています。
- 環境に配慮した都市施設等の基盤が整い、低炭素なまちが築かれています。
- 温暖化に伴う気候変動の影響に適応したまちとなっています。
- ごみの発生抑制、資源化の取組が徹底されることにより、「ごみゼロ都市・なかの」が実現しています。
- 都市の暮らしの中で、みどりを育て、うるおいとやすらぎを感じられるまちとなっています。

#### (2) 10年後に実現するまちの姿

- 地球環境にやさしいライフスタイルが、あらゆる世代の日常生活の中に幅広く根づいています。
- エネルギーの面的管理、建築物の低炭素化、再生可能エネルギーの利用等により、低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対して、適応が進んでいます。
- 区民、事業者、区、それぞれが役割を果たすことにより、ごみ発生抑制、資源化の取組が進み、環境負荷が低減するとともに、ごみの大幅な減量が実現しています。
- 建替えなどに伴う緑化のほか様々な工夫により、暮らしの中に息づくみどりが増えています。

## 2 削減目標

---

基本計画は地球温暖化対策を中心とした計画であり、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を含んでおり、温室効果ガス排出量、とりわけCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、以下のとおり、エネルギー消費量\*を削減目標として掲げることとします。

### (1) 削減目標設定の考え方

- 中野区の温室効果ガス排出量の約96%以上を占めているCO<sub>2</sub>を重点的に削減する必要があります。CO<sub>2</sub>を削減するためには、その発生原因の多くを占めるエネルギー消費量を削減する必要があります。
- CO<sub>2</sub>排出量は、電力のCO<sub>2</sub>排出係数の増減により大きく影響を受けるため、平成23(2011)年3月11日の東日本大震災及び原子力発電所事故以降、大きく変動している状況にあります。こうした中で、区民や事業者の省エネ努力の成果が明確な数値として表れる「エネルギー消費量」を削減目標とします。
- これまでの基本計画で掲げてきた「CO<sub>2</sub>排出量の削減」については、参考指標として明記します。
- 削減目標値は、国が平成27(2015)年7月に決定した温室効果ガス削減目標「平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比で26.0%(平成17(2005)年度比で25.4%)減」及びこの前提となる国の「長期エネルギー需給見通し」の中で平成42(2030)年度のエネルギー需要を326百万k0程度と見込むと示していることなどを踏まえます。また、東京都環境審議会が平成28(2016)年2月に答申として報告した「東京都環境基本計画のあり方について」のなかで示した「平成42(2030)年までにエネルギー消費量を平成12(2000)年比38%程度削減とすべきである」も踏まえます。あわせて、区が平成26(2014)年度に実施した「環境に関するアンケート」の結果を踏まえ、区のアクションプログラムによる省エネ行動や省エネ設備の導入などの削減効果を見込み、設定します。

---

※ エネルギー消費量とは、購入電力、都市ガス、灯油、ガソリン、LPG等の各エネルギー消費量に、それぞれのエネルギー源に対応する熱量換算係数を乗じて算出された量 [単位:J(ジュール)](1MJ(メガジュール)=百万J(10<sup>6</sup>J)、1TJ(テラジュール)=1兆J(10<sup>12</sup>J)、1PJ(ペタジュール)=1千兆J(10<sup>15</sup>J))

## (2) 削減目標

### \*\* エネルギー消費量 \*\*

平成 32 (2020) 年度 : 10,289 T<sup>テラ</sup>J (574TJ 削減、△5.3%)

平成 37 (2025) 年度 : 9,209TJ (1,654TJ 削減、△15.2%)

(平成 24 (2012) 年度実績 (10,863TJ) 比)

※ 1TJ=1兆J (10<sup>12</sup>J)

### \* 参考指標 (CO<sub>2</sub> 排出量) \*

平成 32 (2020) 年度 : 100.6 万 t (5.6 万 t 削減、△5.3%)

平成 37 (2025) 年度 : 90.1 万 t (16.1 万 t 削減、△15.2%)

(平成 24 (2012) 年度実績 (106.2 万 t) 比)

現在の中野区のエネルギー消費量は、平成 24 (2012) 年度実績で、10,863TJ です。(産業部門は 425TJ、家庭部門は 5,563TJ、業務部門は 2,836TJ、運輸部門は 2,040TJ。)

このエネルギー消費量を、平成 32 (2020) 年度に 10,289TJ (574TJ 削減、△5.3%)、平成 37 (2025) 年度に 9,209TJ (1,654TJ 削減、△15.2%) とすることとします (平成 24 (2012) 年度実績比)。

この削減目標の設定に当たり、まず、平成 37 (2025) 年度のエネルギー消費量について、今後新たな地球温暖化防止対策を実施せず、機器の性能や区民・事業者等の省エネ行動が現状のまま推移するとして、世帯や建物の床面積などの変化のみを想定した場合、10,624TJ (平成 24 (2012) 年度実績比で 2.2%減少) と推計 (現状すう勢ケース) しました。部門ごとの動向は次のとおりです。

- ・産業部門：製造品出荷額の減少等により 2.6%減
- ・家庭部門：将来世帯数の増加等により 0.1%増
- ・業務部門：建物延床面積の横ばいにより ±0
- ・運輸部門：登録自動車保有台数の減少等により 11.6%減

次に、技術革新や機器の省エネ性能向上が今後見込まれます。また、区のアクションプログラムにより区民・事業者の機器の買替や省エネ行動の拡大、区の環境配慮率先行動を行い、現状すう勢ケース (10,624TJ) から 1,415TJ の削減を目指します。

- ・産業部門：省エネ化が進んで下限に近い場合現状すう勢ケースを維持
- ・家庭及び業務部門：区のアクションプログラム等により削減
- ・運輸部門：エコドライブや超低公害車への買替などにより削減

こうして、平成 37 (2025) 年度のエネルギー消費量を、現状すう勢ケースの 10,624TJ から 1,415TJ 削減した 9,209TJ とする目標を設定しました。これによ

り、平成 24 (2012) 年度実績 (10,863TJ) 比で 1,654TJ (15.2%) 削減した 9,209TJ とすることが区の削減目標となります。(図 3-1, 3-2)

(参考) 国の削減目標を中野区の目標年次と合わせると、7.7%程度の削減と推計できます。東京都長期ビジョンでの削減目標は平成 32 (2020) 年までに 20%、平成 42 (2030) 年までに 30%削減 (平成 12 (2000) 年比) であり、それぞれ 4.5%、10.4%程度と推計できます。また、東京都環境審議会が答申として報告した「東京都環境基本計画のあり方について」で示されている削減目標は平成 42 (2030) 年までに 38%削減 (平成 12 (2000) 年比) であり、15.2%程度と推計できます。

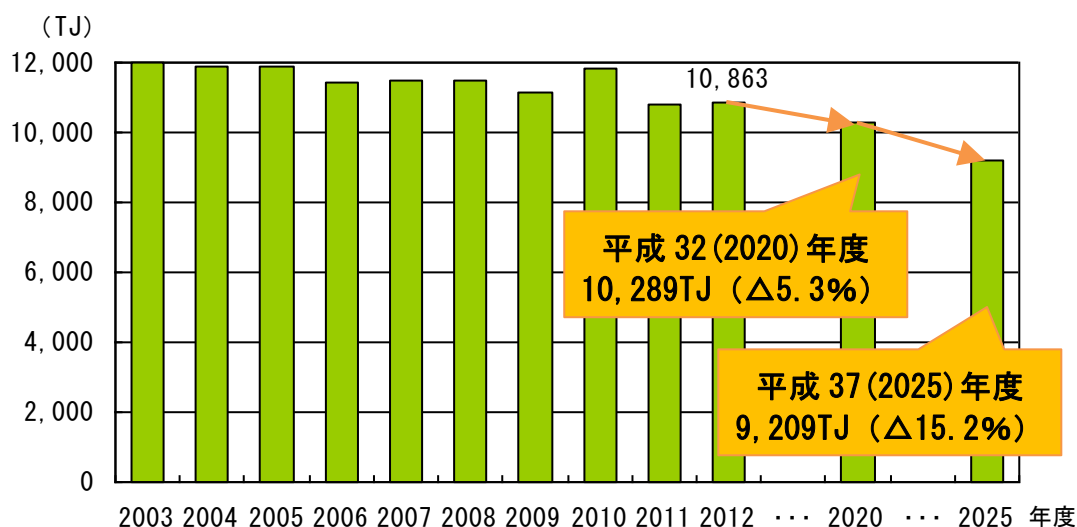


図 3-1 中野区のエネルギー消費量削減目標

※ エネルギー消費量の実績は、オール東京 62 市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」の公表値とします。

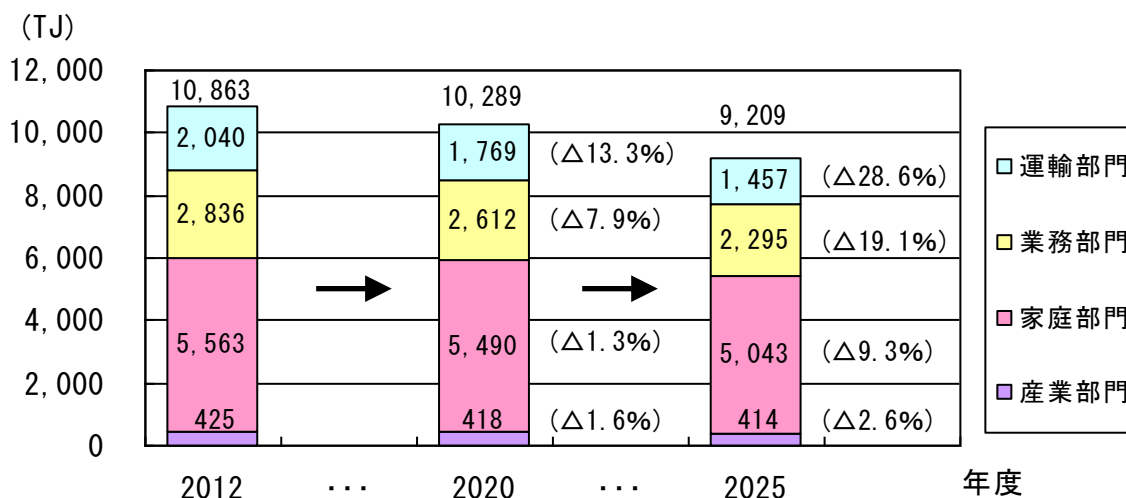


図 3-2 中野区の部門別エネルギー消費量削減目標

※ 各項目は四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。



### (3) 参考指標

#### ① CO<sub>2</sub> 排出量の削減指標

平成 24 (2012) 年度実績比で平成 32 (2020) 年度に 5.3%削減、平成 37 (2025) 年度に 15.2%削減します。(図 3-3)

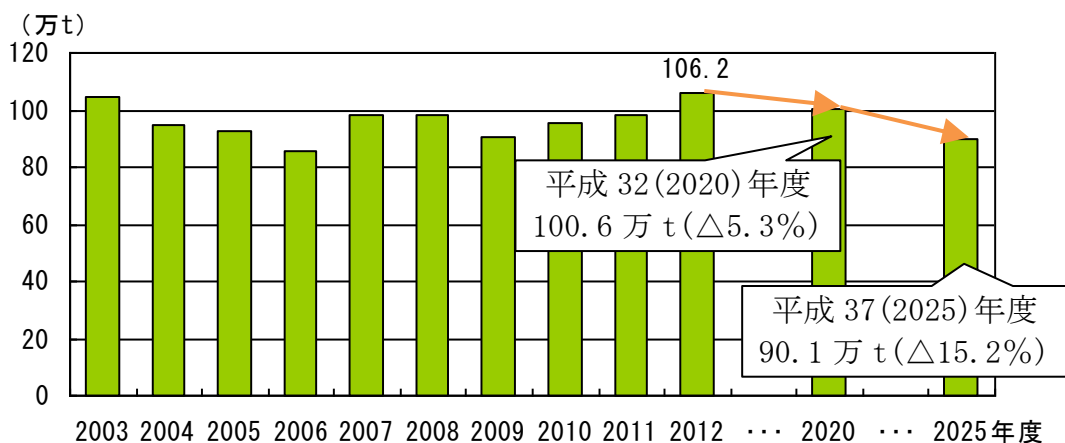


図 3-3 中野区の CO<sub>2</sub> 排出量削減指標

#### ② アクションプログラムによる削減指標

アクションプログラム(平成 28~32 年度)の取組のうち、エネルギー消費量又は CO<sub>2</sub> 排出量の削減が推計可能な取組による削減指標\*は次のとおりです。(※平成 28 年度から 32 年度までの間に新たに取り組むアクションプログラムによる、平成 32 年度の単年度の削減量)

アクションプログラム		エネルギー削減量 (TJ)	CO <sub>2</sub> 削減量 (t)
②-1	なかのエコポイント CO <sub>2</sub> 削減コースの参加促進	0.6	59.1
②-5	家庭向け省エネ診断の推進		
②-4	環境学習教材「なかのエコチャレンジ (家庭版)」の小中学校での活用促進	17.4	1,736.8
②-12	連携都市との カーボン・オフセットの推進	-	27.3
④-2	区有施設の省エネ化の推進	2.1	788
④-4	区有施設への再生可能 エネルギー設備導入の促進	-	25.2

②-4: 1 週間の取組による削減量が 1 年間継続したものとみなした数値です。

②-12: CO<sub>2</sub> を含む温室効果ガス排出量を、他の場所での排出削減量や吸収量で埋め合わせるのがカーボン・オフセットであるため、エネルギーの削減はありません。

④-4: 設備導入後も電力消費量は変わりません。



### ③ アクションプログラムによる抑制指標

アクションプログラム（平成 28～32 年度）の取組のうち、推計可能な CO<sub>2</sub> 排出量の抑制に寄与する取組による効果は、次のとおりです。

アクションプログラム		26 年度 CO <sub>2</sub> 抑制実績 (t)	32 年度 CO <sub>2</sub> 抑制量 (t)
②-14	プラスチック製容器包装 回収の促進	6,464.6	6,077.5
④-4	区有施設への再生可能 エネルギー設備導入の促進	83.6	108.8

### 3 計画の進行管理

#### (1) 計画の進行管理体制

中野区環境審議会が平成 27 (2015) 年 6 月 5 日に行った答申「中野区環境基本計画の改定に当たっての基本的考え方と、同計画に盛り込むべき事項等について」を踏まえて策定した基本計画の取組を着実に進めるために、中野区地球温暖化防止対策審議会及び中野区環境関連施策調整会議を中心に、推進していきます。

##### ① 中野区環境審議会

中野区環境基本条例に基づき、区民、事業者及び学識経験者により構成される区長の附属機関です。

基本計画の策定や変更に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴かなければなりません。区長の諮問に応じて、基本計画に関する事項について調査審議を行うほか、環境の保全に関して区長に意見を述べることができます。

##### ② 中野区地球温暖化防止対策審議会

中野区地球温暖化防止条例に基づき、地球温暖化防止対策に関して識見を有する者、地球温暖化防止対策を実施する事業者、地域における地球温暖化防止対策の促進に携わる者により構成される区長の附属機関です。

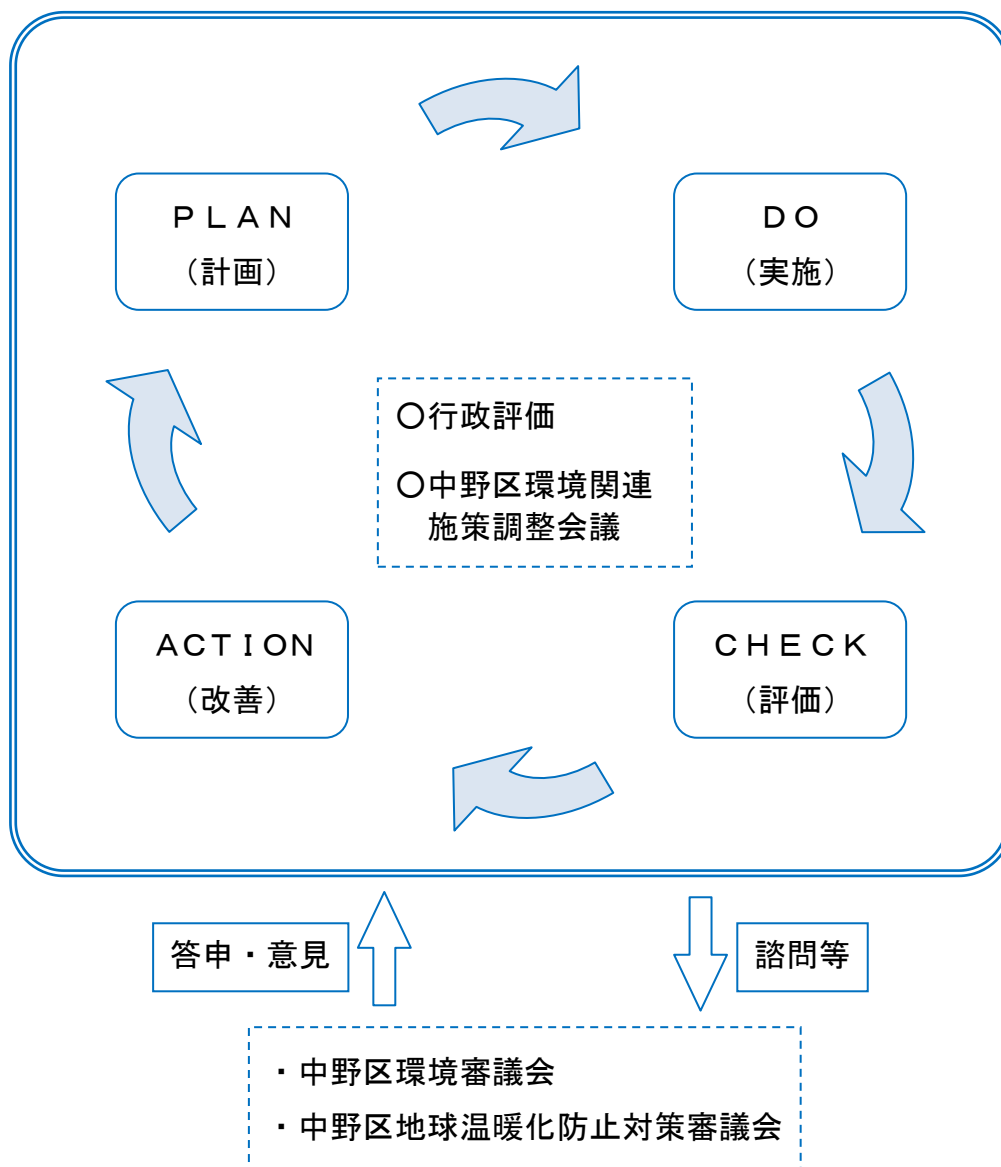
中野区内における地球温暖化防止対策の効果的な実施を図るため、区長の諮問に応じて、区内における地球温暖化防止対策に関する重要な事項等について調査審議を行うほか、地球温暖化防止対策の充実を図るために特に必要な事項について、区長に意見を述べるすることができます。

##### ③ 中野区環境関連施策調整会議

中野区環境関連施策調整会議設置要綱に基づき、環境施策に関連する各分野で構成する庁内組織です。基本計画に基づき、中野区における環境関連施策の総合的調整及び効果的な推進を図ります。

## (2) PDCA による計画の進行管理

基本計画を実行性のあるものとするため、PDCA サイクル『「PLAN (計画)」→「DO (実施)」→「CHECK (評価)」→「ACTION (改善)」』に沿って、定期的に進捗状況を把握して進行管理を行います。



## 4 4つのプロジェクトと適応策

---

### (1) 4つのプロジェクトと適応策

「環境負荷の少ない低炭素社会」として中野区のめざす「将来像」及び「10年後に実現するまちの姿」を実現するために、以下の4つのプロジェクトと適応策を推進していきます。

- ① 低炭素なまちづくりプロジェクト
- ② 地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト
- ③ みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト
- ④ 大規模事業者としての区の環境配慮率先行動プロジェクト
- ◎ <適応策>温暖化に伴う気候変動への適応

### (2) スローガン

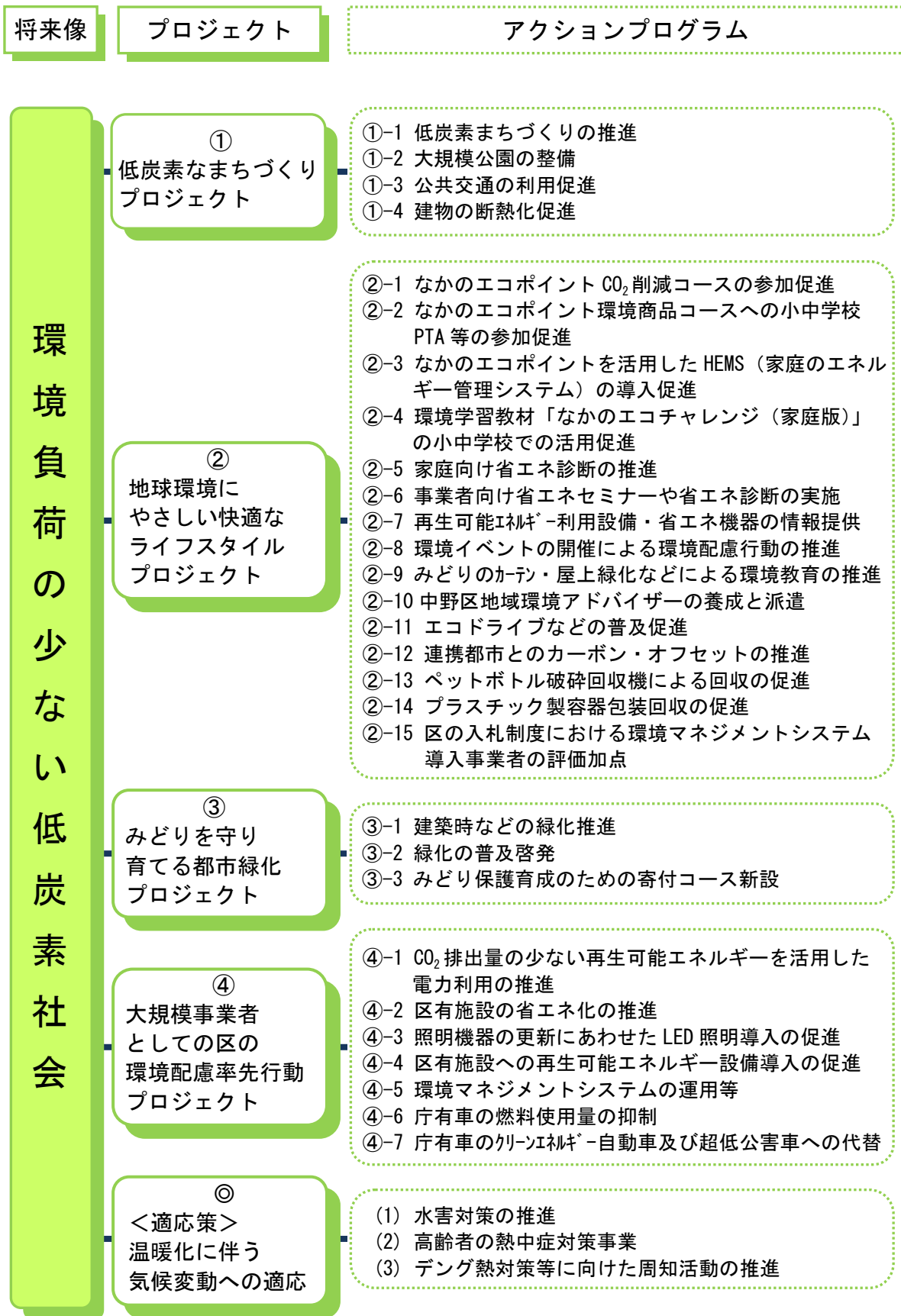
これらのプロジェクト等を推進するにあたり、区民や事業者に向けて広く普及啓発し、環境意識を向上するため、各プロジェクトの理念を基に次のとおりスローガンを定めます。

地球環境にやさしいライフスタイルがあらゆる世代の日常生活に幅広く根づいた環境配慮行動の視点に、情報通信技術の活用により最新の情報・技術・知恵を共有し、家庭や事業活動の中に省エネルギー機器や再生可能エネルギーを利用した設備等が導入され、HEMS（家庭のエネルギー管理システム）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）などによるエネルギーを賢く効果的に利用する、というスマート化の視点を加えたものです。

《 スローガン 》

スマートエコシティなかの

### (3) 体系図



## (4) アクションプログラム

将来像「環境負荷の少ない低炭素社会」の実現に向けて、基本計画で定める4つのプロジェクトを推進するため、10年後を見据えた具体的な取組施策をアクションプログラムとして定めます。計画期間は5年間（ステップ1を2年間、ステップ2を3年間）とします。

### ① 低炭素なまちづくりプロジェクト

～ 環境とにぎわいの調和した都市施設等の整備が進んでいるまち ～

区民、事業者及び区の連携・協働により、環境とまちのにぎわいが調和し、再生可能エネルギーの導入など、環境負荷の少ない、真に豊かで持続可能な活力ある低炭素なまちづくりを進め、次世代に引き継ぎます。

#### \*\* 取組の方向性 \*\*

- まちづくりを進めるに当たっては、都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）に基づき、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、みどり・エネルギーの面的管理、建築物の低炭素化など、方針を定めて計画的に進めています。
- 土地の高度利用に伴う大規模な都市再生プロジェクトの実施に当たって、高効率機器や再生可能エネルギーの導入、建物や街区間の電気・熱融通など面的なエネルギーマネジメントの仕組みの構築、オープンスペースや道路空間を活用したみどりのネットワーク構築など、環境配慮型のまちづくりを進めています。
- 大規模公園等の着実な整備や緑化推進、建物の断熱化の促進など、低炭素化と同時に生活空間の安全性と快適性を高め、だれもが健康に暮らせるまちづくりをめざしています。

\* \* 区民・事業者・区取組 \* \*

主体	取組例
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅を増改築・新築する際には、低炭素で快適な建物にします。</li> <li>・ 自動車を購入・利用する際には、低燃費車を選びます。</li> <li>・ 通勤や買い物ではマイカー使用を控え、公共交通の利用に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用施設の省エネルギー対策を進めます。</li> <li>・ 自動車を購入・利用する際には、低燃費車を選びます。</li> <li>・ 自動車を適切に使用し、公共交通の利用に努めます。</li> </ul>
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>①-1 低炭素まちづくりの推進</li> <li>①-2 大規模公園の整備</li> <li>①-3 公共交通の利用促進</li> <li>①-4 建物の断熱化促進</li> </ul>

## ①-1 低炭素まちづくりの推進

《中野駅周辺まちづくり分野、地域まちづくり分野、西武新宿線沿線まちづくり分野、都市計画分野、防災・都市安全分野、経理分野、地球温暖化対策分野》

中野のまちの低炭素化に向けた取組を推進します。主に中野駅周辺の大規模な都市再生プロジェクト、区内各所における地域まちづくりや西武新宿線沿線まちづくりなどにおいて、CO<sub>2</sub>削減や吸収を進めるため、様々な取組を行います。また、水素エネルギーの活用や区内緑化についての取組も進めます。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
中野駅周辺のスマートな環境・防災都市づくりの推進	災害時業務継続地区（BCD）形成を見据えた低炭素まちづくりの計画策定	大規模開発等における低炭素化やエネルギーマネジメント誘導・実施
地域まちづくりの推進  ※1：地域まちづくりの推進による建物の更新で、高断熱化や高効率設備導入が進み、建物の省エネルギー性能が向上し、CO <sub>2</sub> 排出量が削減できる。	南台四丁目地区、南台一・二丁目地区、平和の森公園周辺地区の防災まちづくりの推進  その他の木密地域の防災まちづくりの検討（野方、上高田、本町他）	  その他の木密地域の防災まちづくりの検討・推進（野方、上高田、本町他）
	弥生町三丁目周辺地区避難道路用地取得、（仮称）弥生町三丁目公園整備、地区計画策定	・弥生町三丁目周辺地区避難道路用地取得及び工事着手、（仮称）弥生町三丁目公園開設 ・弥生町三丁目周辺地区避難道路供用開始、不燃化特区の事業完了



	大和町地区の防災まちづくりの検討及び大和町中央通り沿道の不燃化促進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大和町地区の地区計画等の策定</li> <li>・大和町地区の防災まちづくりの推進</li> </ul>
西武新宿線連続立体交差化に伴う沿線まちづくりの推進	連続立体交差事業 中井駅～野方駅間の工事（都施行）	中井駅～野方駅間の工事（都施行）
※2：※1のほか、立体交差化による交通円滑化により、渋滞時の自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量が削減できる。	新井薬師前・沼袋駅前の拠点空間の検討	拠点空間の整備
	新井薬師前駅周辺や区画街路第4号線沿道のまちづくりの検討	まちづくりの着実な推進
都市計画道路の整備	もみじ山通り等の整備着手	もみじ山通り等の整備推進
水素ステーションの設置誘導	誘導方法の検討	誘導推進
カーシェアリングにおける次世代自動車の普及促進	検討	検討・推進
中野区みどりの基本計画改定	緑の実態調査、計画素案作成	計画改定

## ①-2 大規模公園の整備

《都市基盤整備分野》

みどりのネットワークの拠点となるとともに、生活空間の安全性・快適性を高めるため大規模公園を整備します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
(仮称) 弥生町六丁目公園	整備	
(仮称) 本町二丁目公園	整備	
(仮称) 上高田五丁目公園	整備	
中野四季の森公園拡張	整備	

## ①-3 公共交通の利用促進

《防災・都市安全分野》

CO<sub>2</sub>排出量削減のため、過度な自動車利用を控える気持ちを育みます。また、楽しく歩き、自転車が利用しやすいまちをつくり、利用しやすい交通体系を交通事業者、道路管理者、交通管理者などの関係事業者と連携して整備するなどして、公共交通機関の利便性を向上させます。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
自転車走行レーンの設置	推進	
駅周辺の開発にあわせた自転車駐車場の再整備		中野四季の森公園自転車駐車場整備・開設
区内公共交通網や駐車環境等の整備	推進	

## ①-4 建物の断熱化促進

《地球温暖化対策分野》

建物の断熱化を促進し、冷暖房効率が上がることでエネルギー消費量を削減できます。また、一定の基準を満たした建物は「高断熱建築物」として認証します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
断熱性向上の促進	推進	

## ② 地球環境にやさしい快適なライフスタイルプロジェクト

～ 環境への配慮と健康で快適な生活の両立が進んでいるまち ～

少ない資源・エネルギーでも健康で快適に暮らせる情報・技術・知恵が共有され、我慢するのではなく楽しみながら実践することにより、再生可能エネルギーを活用した、省エネかつ資源循環型のライフスタイルを日常の生活や事業活動に根づかせます。

### \*\* 取組の方向性 \*\*

- 「環境への配慮」と「健康で快適な生活」が両立する低炭素なライフスタイルに転換し、「目標に向けてガマンしながら必死に頑張るのではなく、毎日を楽しく暮らしながら、低炭素社会を作ろうという発想」で生活を送っています。
- 再生可能エネルギーを利用した設備や省エネ性能の高い製品などの利用が進むとともに、豊かな低炭素社会をめざして、HEMS（家庭のエネルギー管理システム）・BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入や最新の情報・技術・知恵を共有し、エネルギー消費量が少ない、環境に配慮した取組が、区民生活の中に根づいています。
- 家庭や学校、地域、事業所など様々な場面において、環境教育・学習を推進することにより、環境意識を向上しています。
- 区民や事業者、区が連携し、ごみの発生抑制に取り組んでいます。また、環境負荷の少ない方法で再資源化可能なごみの品目を増やすなど、より一層の資源化に取り組んでいます。
- 区民や事業者、区がそれぞれの役割を果たすことによって、ごみの適正排出と資源化推進の意識を高め、具体的な行動が浸透しています。
- 単なるごみ減量のための発生抑制・資源化推進ではなく、環境への負荷や、ごみそのものの発生を抑制するライフスタイルや事業活動が定着しています。

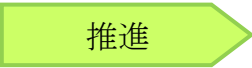
\* \* 区民・事業者・区取組 \* \*

主体	取組例
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ なかのエコポイントに登録し、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組みます。</li> <li>・ HEMS を導入し、最適なエネルギー利用に努めます。</li> <li>・ 日常生活で省エネに取り組みます。</li> <li>・ 製品を購入する際には、再生可能エネルギーを利用した設備や省エネ性能の高い製品などを選択します。</li> <li>・ 環境教育・学習に積極的に参加し、協力します。</li> <li>・ エコドライブを実践します。</li> <li>・ 分別回収を徹底し、ごみの減量化に努めます。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動において、省エネに取り組みます。</li> <li>・ 従業員の環境意識の向上に努めます。</li> <li>・ 環境マネジメントシステムの導入に努めます。</li> <li>・ エコドライブを実践します。</li> <li>・ 地球温暖化に対する CSR 活動を行います。</li> </ul>
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>②-1 なかのエコポイント CO<sub>2</sub>削減コースの参加促進</li> <li>②-2 なかのエコポイント環境商品コースへの小中学校 PTA 等の参加促進</li> <li>②-3 なかのエコポイントを活用した HEMS（家庭のエネルギー管理システム）の導入促進</li> <li>②-4 環境学習教材「なかのエコチャレンジ（家庭版）」の小中学校での活用促進</li> <li>②-5 家庭向け省エネ診断の推進</li> <li>②-6 事業者向け省エネセミナーや省エネ診断の実施</li> <li>②-7 再生可能エネルギー利用設備・省エネ機器の情報提供</li> <li>②-8 環境イベントの開催による環境配慮行動の推進</li> <li>②-9 みどりのカーテン・屋上緑化などによる環境教育の推進</li> <li>②-10 中野区地域環境アドバイザーの養成と派遣</li> <li>②-11 エコドライブなどの普及促進</li> <li>②-12 連携都市とのカーボン・オフセットの推進</li> <li>②-13 ペットボトル破砕回収機による回収の促進</li> <li>②-14 プラスチック製容器包装回収の促進</li> <li>②-15 区の入札制度における環境マネジメントシステム導入事業者の評価加点</li> </ul>

## ②-1 なかのエコポイント CO<sub>2</sub>削減コースの参加促進

《地球温暖化対策分野》

家庭における節電や省エネの取組を実践した結果に応じてポイントがもらえる CO<sub>2</sub>削減コースについて、スマートフォン等による参加登録などの手続きの利便性向上や、参加者同士の情報交換など情報共有が可能となるシステムを導入し、参加登録世帯数を増やすことで、家庭における CO<sub>2</sub>排出量の削減を促進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
スマートフォン等による なかのエコポイントの運用	スマートフォン 等による手続きが 可能なシステム の構築	
達成指標	ステップ1	ステップ2
CO <sub>2</sub> 削減コースの参加登録世帯数	2,000	10,000

## ②-2 なかのエコポイント環境商品コースへの小中学校 PTA 等の参加促進

《地球温暖化対策分野》

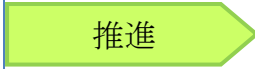
エコマーク付きの商品を購入し、エコマークを集めた場合にポイントがもらえる環境商品コースについて、小中学校 PTA 等への参加を呼びかけ、広く環境に配慮した商品の購入を促進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
環境商品コースへの小中学校 PTA の参加促進		
達成指標	ステップ1	ステップ2
環境商品コースの小中学校 PTA 参加数	10	20

## ②-3 なかのエコポイントを活用した HEMS（家庭のエネルギー管理システム）の導入促進

《地球温暖化対策分野》

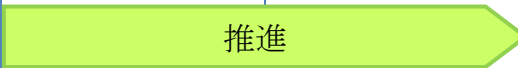
地域ネットワーク化による地域のエネルギーの見える化と地域でのエネルギーの最適化に向けた、一戸建や集合住宅への HEMS（家庭のエネルギー管理システム）の導入促進策として、なかのエコポイントを活用します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
HEMS（家庭のエネルギー管理システム）の導入に向けた、なかのエコポイントの活用	構築・開始	

## ②-4 環境学習教材「なかのエコチャレンジ（家庭版）」の小中学校での活用促進

《地球温暖化対策分野》

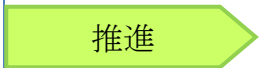
省エネルギーの取組項目などを紹介した環境学習教材「なかのエコチャレンジ（家庭版）」を作成し、教材中の「なかのエコチャレンジシート」による省エネチェックを小中学校の授業や家庭学習に活用してもらい、子どもを通して家庭における省エネ行動を促進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
環境学習教材「なかのエコチャレンジ（家庭版）」の小中学校での活用促進		
達成指標	ステップ1	ステップ2
環境学習教材「なかのエコチャレンジ（家庭版）」に取り組む児童生徒の割合	40%	50%

## ②-5 家庭向け省エネ診断の推進

《地球温暖化対策分野》

家庭を対象とした省エネ診断を東京都と連携して推進し、省エネ行動を促進します。

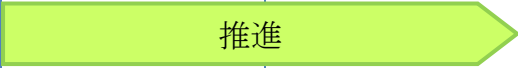
アクションの内容	ステップ1	ステップ2
家庭向け省エネ診断等の推進	東京都との連携による推進	



## ②-6 事業者向け省エネセミナーや省エネ診断の実施

《地球温暖化対策分野》

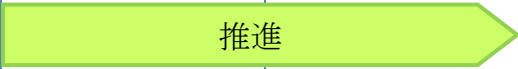
区内産業団体や東京都と連携して、中小企業者等を対象に省エネセミナーや省エネ診断を実施し、省エネへの理解・関心を高めるとともに、事業者の省エネ機器等への買い替え、BEMS（ビルエネルギー管理システム）導入によるエネルギー管理などにより、エネルギー消費やコストの削減を促進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
事業者向け省エネセミナー・省エネ診断の実施		

## ②-7 再生可能エネルギー利用設備・省エネ機器の情報提供

《地球温暖化対策分野》

環境関連のイベントの機会や区ホームページ、なかのエコポイント参加登録者への情報発信などを通じて、再生可能エネルギー利用設備・省エネ機器の導入・買い替え促進や国・東京都の支援制度などの情報提供を進めます。

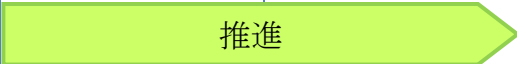
アクションの内容	ステップ1	ステップ2
再エネ設備・省エネ機器のホームページ等での普及啓発		

## ②-8 環境イベントの開催による環境配慮行動の推進

《地球温暖化対策分野》

なかのエコフェア、環境月間や省エネルギー月間のパネル展、夏休み子どもエコ講座、地球温暖化防止講座などを開催し、環境に配慮した行動を推進します。

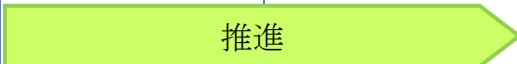
また、こうした環境イベントにおいて、なかのエコポイントへの参加申込を呼び掛けて、促進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
各環境イベントの開催		

## ②-9 みどりのカーテン・屋上緑化などによる環境教育の推進

《子ども教育施設分野》

今後も継続して緑化活動を続け、環境教育を推進していきます。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
みどりのカーテン等による環境教育の推進		

## ②-10 中野区地域環境アドバイザーの養成と派遣

《地球温暖化対策分野》

地域における環境保全活動や地球温暖化防止活動を支援している中野区地域環境アドバイザーを更に養成し、学校や町会・自治会などで行う環境講座や学習会などに派遣します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
中野区地域環境アドバイザーの養成と派遣	養成講座の実施	派遣

## ②-11 エコドライブなどの普及促進

《地球温暖化対策分野》

電気自動車、燃料電池自動車などのクリーンエネルギー自動車や一定の燃費基準や排出ガス基準を満たしたハイブリッド自動車やガソリン自動車等の超低公害車の普及を促進します。

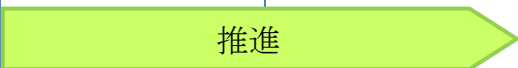
また、ゆるやかなスタートやアイドリングストップなど、エコドライブを推進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
エコドライブなど ホームページ等での普及啓発	推進	

## ②-12 連携都市とのカーボン・オフセットの推進

《地球温暖化対策分野》

森林資源を保有するなかの里・まち連携自治体と連携して、現地の森林整備（植林・間伐支援）を行う「中野の森プロジェクト」等の活動で得られるCO<sub>2</sub>の吸収量を活用し、カーボン・オフセットを進め、環境配慮行動を促進します。あわせて、「中野区環境基金」への寄付を通じた「中野の森プロジェクト」等への参加など、環境交流の取組を進めます。

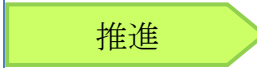
アクションの内容	ステップ1	ステップ2
「中野の森プロジェクト」等 カーボン・オフセットの推進		
群馬県みなかみ町の「中野の森」 における植林※	12ha	15ha

※ 累計面積

## ②-13 ペットボトル破砕回収機による回収の促進

《ごみゼロ推進分野》

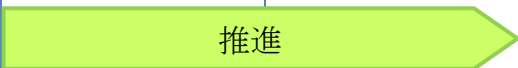
ペットボトルを効率的に回収する破砕回収機による回収を推進し、運搬車の削減に繋がります。回収においてはポイント制度を導入し、区民のCO<sub>2</sub>削減や資源化意識を高めます。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
破砕回収機による回収の促進	回収機の増設	
達成指標	ステップ1	ステップ2
ペットボトル回収量において破砕 回収機による回収量の占める割合	13%	15%

## ②-14 プラスチック製容器包装回収の促進

《ごみゼロ推進分野》

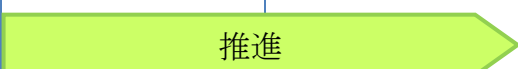
プラスチック製容器包装をごみ集積所で分別回収し、中間処理場で選別・梱包・保管後、再資源化します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
プラスチック製容器包装回収の促進		

## ②-15 区の入札制度における環境マネジメントシステム導入事業者の評価加点

《経理分野》

環境マネジメントシステムを導入した事業者には、総合評価方式による区の入札制度において加点します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
環境マネジメントシステム導入事業者の入札制度での評価加点		

### ③ みどりを守り育てる都市緑化プロジェクト

～ 都市の暮らしの中で身近な緑化が進んでいるまち ～

身近なみどりを育て、都市の暮らしの中で、うるおいとやすらぎを感じられる住環境を確保します。

#### **\*\* 取組の方向性 \*\***

- みどりが増えたことで、大気中のCO<sub>2</sub>吸収による地球温暖化の防止や、蒸発散作用などによるヒートアイランド現象の緩和など、都市環境が改善されています。
- 緑化相談やイベント等での草木の苗木即売など、みどりを増やし育てる事業を推進して、庭木の育成やベランダ・屋上緑化など、身近なところでみどりを増やす取組を進め、みどりが人々の心にやすらぎを与えています。
- 保護樹木等の指定による維持管理の支援を行い、庭木や垣根などの民有地における目に見えるみどりを確保しています。
- 地域での緑環境の整備等に貢献のあった個人・団体・事業者等の社会貢献活動を表彰することで、区民等への緑化推進に対する意識を高めたり、緑化に協力するボランティアの活用を進めています。

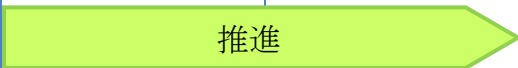
\* \* 区民・事業者・区取組 \* \*

主体	取組例
区民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今ある樹木や樹林をできるだけ残すように努めて、住宅の建て替えを行います。</li> <li>・ 庭、ベランダ、接道の生け垣など、身近な空間の緑化を進めます。</li> <li>・ 一定規模以上の敷地で建築や開発を行う場合、区や都の緑化基準に基づいて緑化計画書を作成して緑化を進めます。</li> <li>・ 庭木や生け垣などを適正に管理します。</li> <li>・ みどりを守り育てるイベントに参加し、みどりを増やし育てます。</li> <li>・ 環境基金へ寄付し、区の緑化に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所の緑化を進めます。</li> <li>・ 緑化基準に基づいた緑化を行います。</li> <li>・ みどりを守り育てるイベントへの参加を促します。</li> </ul>
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>③-1 建築時などの緑化推進</li> <li>③-2 緑化の普及啓発</li> <li>③-3 みどり保護育成のための寄付コース新設</li> </ul>

### ③-1 建築時などの緑化推進

《地球温暖化対策分野》

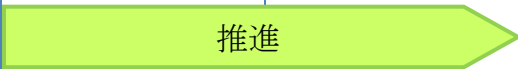
一戸建て、マンション等の新築、建て替え時の緑化計画認定時に、良質なみどりが創出される適正な計画となるよう相談・指導を行います。特に接道部については、助成制度で支援します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
新築、建て替えに伴う緑化計画認定時における緑化指導の推進		

### ③-2 緑化の普及啓発

《地球温暖化対策分野》

中野区花と緑の祭典の開催や苗木の配布のほか、みどりの教室などで植木の育成方法を教えるなど区民の緑化の啓発を図ります。また、緑化に関する助成制度の紹介など区民への情報提供の充実を図ります。

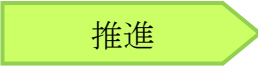
アクションの内容	ステップ1	ステップ2
緑化の普及啓発		



### ③-3 みどり保護育成のための寄付コース新設

《地球温暖化対策分野》

身近なみどりへの意識を高めるため、「中野区環境基金」への寄付に、区内のみどり保護育成のための寄付コースを新設し、緑化意識の啓発を図ります。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
環境基金への寄付コースに区内のみどり保護育成コースを新設	寄付コース新設	

#### ④ 大規模事業者としての区の環境配慮率先行動プロジェクト

～ 率先して環境に配慮した取組を進めるモデル事業者 ～

区内の大規模事業者である区は、環境マネジメントシステムの着実な運用などによる徹底した省エネや、再生可能エネルギー利用等の取組により、「率先して環境に配慮した取組を進めるモデル事業者」として、エネルギーの効率的な利用に取り組めます。

##### **\*\* 取組の方向性 \*\***

- 区内の大規模事業者である区は、環境マネジメントシステムの着実な運用等により、区民や事業者の参考となるような「モデル事業者」として、先進的な CO<sub>2</sub>削減に取り組んでいます。
- 区有施設における床面積当たりのエネルギー消費量の削減及び CO<sub>2</sub> 排出量の削減を図るために、区が事業活動の際に使用するエネルギー消費量の削減を図るとともに、再生可能エネルギーによる新電力からの電力調達を推進しています。
- 省エネによる CO<sub>2</sub> 排出量の削減の取組に加え、環境負荷の少ない物品等の調達の推進、ごみ排出量削減、紙・水道使用量の削減などの環境対策を行っています。
- 区有施設をはじめ、区が管理する道路及び道路附属物、公園及び橋梁などのインフラストラクチャーについては、長寿命化を推進することにより、建替や更新により発生する CO<sub>2</sub> を削減しています。
- 新区役所を含めた区有施設の整備や改修に当たっては、太陽光発電の導入、照明器具の LED 化や環境負荷の少ない資材の活用などにより、環境性能に十分配慮し、地球環境への負荷を可能な限り低減するとともに、建築や解体工事に伴う廃棄物の排出抑制と適正処理を行っています。
- 区有施設におけるみどりを確保するため、施設整備や改修などの際には、十分緑化に配慮しています。

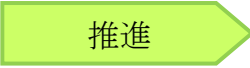
\* \* 区民・事業者・区の取組 \* \*

主体	取組例
区	④-1 CO <sub>2</sub> 排出量の少ない再生可能エネルギーを活用した電力利用の推進 ④-2 区有施設の省エネ化の推進 ④-3 照明機器の更新にあわせた LED 照明導入の促進 ④-4 区有施設への再生可能エネルギー設備導入の促進 ④-5 環境マネジメントシステムの運用等 ④-6 庁有車の燃料使用量の抑制 ④-7 庁有車のクリーンエネルギー自動車及び超低公害車への代替
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主体的に環境配慮行動を実践します。</li> <li>・ 環境への負荷を考慮して、業務を行います。</li> <li>・ エコドライブを実践します。</li> </ul>

#### ④-1 CO<sub>2</sub>排出量の少ない再生可能エネルギーを活用した電力利用の推進

《施設分野・子ども教育施設分野》

電力システム改革にあわせて、CO<sub>2</sub>排出量が少ない再生可能エネルギーを活用した、かつ安価で安定した電力の利用施設を拡大し、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ります。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
利用施設数の拡大	市場状況の分析	推進 

#### ④-2 区有施設の省エネ化の推進

《施設分野》

エネルギー管理の技術・ノウハウを保有している民間事業者を積極的に活用し、区有施設の大規模な設備改修時（省エネルギー検証を含む）に省エネ化を実施します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
空調・給湯・照明設備の更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・もみじ山文化センター</li> <li>・社会福祉会館</li> <li>・野方区民活動センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・しらさぎ特養ホーム</li> <li>・小淀特養ホーム</li> <li>・産業振興センター</li> </ul>
達成指標	ステップ1	ステップ2
当該年度の光熱水量削減率 (設備更新前を基準)	10%	10%

#### ④-3 照明機器の更新にあわせた LED 照明導入の促進

《施設分野》

大規模改修実施施設以外については、照明器具の更新工事にあわせて LED 照明の導入を促進し、電力使用量の削減を推進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
LED 照明の導入促進※	20 施設	30 施設
達成指標	ステップ1	ステップ2
当該年度の消費電力削減率 (更新工事前を基準)	10%	10%

※ 新規導入施設数

#### ④-4 区有施設への再生可能エネルギー設備導入の促進

《施設分野、子ども教育施設分野》

区有施設（小中学校含む）の新築・改築工事にあわせて太陽光発電設備・太陽熱利用設備の設置を推進し、再生可能エネルギーの活用を図ります。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
太陽光発電設備・太陽熱利用設備 の導入※	2 施設	6 施設

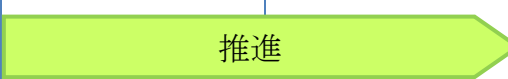
※ 新規導入施設数

#### ④-5 環境マネジメントシステムの運用等

《行政監理分野、地球温暖化対策分野》

平成 23 年度から全ての区有施設で運用を行っている環境マネジメントシステムについて、環境パフォーマンスの評価・分析を重視するものに改善し、区有施設における環境負荷を一層低減します。

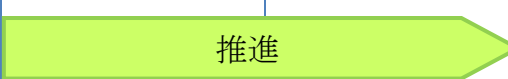
また、職員一人ひとりの生活においても、環境に配慮した行動を促していきます。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
環境マネジメントシステムの推進 (環境負荷低減の実効力向上)		

#### ④-6 庁有車の燃料使用量の抑制

《経理分野、庁有車保有分野》

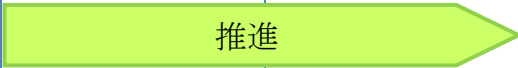
庁有車の燃料使用量を抑制し、前年度以下に削減します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
庁有車の燃料使用量の抑制		

## ④ー7 庁有車のクリーンエネルギー自動車及び超低公害車への代替

《経理分野》

庁有車のクリーンエネルギー自動車及び超低公害車への代替を推進します。あわせて、庁有車保有分野へも代替を推進します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
クリーンエネルギー自動車及び超低公害車への代替		

### ◆◇ クリーンエネルギー自動車・超低公害車 ◇◆

#### 【クリーンエネルギー自動車】

##### 電気自動車 (EV)

- ・ 電気で走るため、走行中は CO<sub>2</sub> や有害ガスなどを含んだ排気ガスが出ません。
- ・ エネルギー源の多様化に貢献しています。

##### プラグインハイブリッド自動車 (PHV)

- ・ 外部から充電した電力を上手に使い EV モードでの走行を多くすることで、ガソリンの消費量を抑え、CO<sub>2</sub> 排出量を削減できます。

##### 燃料電池自動車

- ・ 水素と酸素の化学反応によって作られる電気を使用してモーターで走行するため、走行中に排出するのは水素と酸素の化学反応で作られる水だけです。
- ・ エネルギー源の多様化に貢献しています。

##### クリーンディーゼル自動車

- ・ 排気ガスに含まれる NO<sub>x</sub> やススの浄化処理技術も進化し、その排出量も大幅に少ないです。

(出典) 一般社団法人次世代自動車振興センターHP より作成

#### 【超低公害車】

次の2つの基準を満たす自動車

- ・ 平成 17 年排出ガス基準 75%低減車
- ・ 平成 27 年度燃費基準達成車または平成 22 年度燃費基準 25%向上達成車

(出典) 東京都特定低公害・低燃費車導入義務制度パンフレットより作成

## ◎ <適応策>温暖化に伴う気候変動への適応

①から④のプロジェクトにおける各アクションプログラムを実施することにより、エネルギー消費量やCO<sub>2</sub>排出量を削減するための緩和策だけでなく、既に現れている、もしくは今後中長期的に避けられない温暖化に伴う気候変動による様々な影響に対処するため、適応策を計画的に進める必要があります。

### \*\* 取組の方向性 \*\*

- 国が作成を予定している、地方公共団体が適応計画を策定するための策定手順等を定めたガイドラインに沿って、区の適応計画について検討していきます。
- これまで行ってきた水害対策、熱中症対策や感染症対策などの取組を、適応策として着実に進めています。

### \*\* 区民・事業者・区取組 \*\*

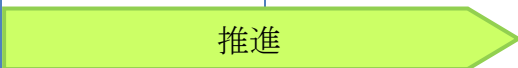
主体	取組例
区民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 豪雨時の対策を日頃から行います。</li><li>・ 熱中症予防について学び、自ら健康管理を行います。</li><li>・ 熱中症予防のため、猛暑避難場所で過ごします。</li><li>・ 家の周囲から、蚊の発生源となる水たまりをなくします。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業所周辺における蚊の発生を予防します。</li><li>・ 従業員に対して、蚊の防除を啓発します。</li></ul>
区	<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 水害対策の推進</li><li>(2) 高齢者の熱中症対策事業</li><li>(3) デング熱対策等に向けた周知活動の推進</li></ol>



## (1) 水害対策の推進

《道路・公園管理分野、都市基盤整備分野》

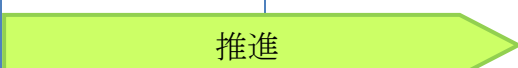
地球温暖化やヒートアイランド現象に起因すると言われていた、局地的豪雨等による水害を予防するために、河川の改修や下水路の整備などを東京都等と連携して推進します。また、公園整備や道路の全面舗装改良に合わせて、公園や道路に地下貯留・浸透施設を設置します。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
水害対策の推進		

## (2) 高齢者の熱中症対策事業

《地域活動推進分野》

熱中症予防の普及啓発や、夏季における猛暑時の避難場所(高齢者会館、高齢者施設等)の設置などを行うことで、高齢者自身が熱中症にならないように健康管理を行えるようにします。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
猛暑避難場所の設置		

### (3) デング熱対策等に向けた周知活動の推進

《生活環境分野、区有施設所管分野》

デング熱ウイルス等を媒介する蚊の発生を防ぐために、自主防除のための普及啓発を推進します。

また、各区有施設所管分野において、蚊の発生対策を行います。

アクションの内容	ステップ1	ステップ2
蚊の発生対策に関する普及啓発	推進	
区有施設における蚊の発生対策	実施	

## < 資料編 >

- 1 第3次中野区環境基本計画策定の概要
  - (1) 策定の経過
  - (2) 第4期中野区環境審議会 委員名簿
- 2 中野区環境基本条例

## 1 第3次中野区環境基本計画策定の概要

### (1) 策定の経過

年月	会議等	検討内容
平成26年 5月16日	第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・審議事項の諮問</li> <li>・中野区の現状及び環境行政の概要について</li> <li>・第1期中野区地球温暖化防止対策審議会の審議報告について</li> <li>・環境行動・意識調査（区民・事業者）の概要について</li> </ul>
7月18日	第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、東京都及び中野区の動向について</li> <li>・中野区環境基本計画第2次アクションプログラムの進捗状況について</li> <li>・中野区環境基本計画改定の基本的な考え方等について</li> <li>・「環境」に関するアンケート調査の実施について</li> <li>・2011年度温室効果ガス排出量(推計)算出結果について</li> <li>・中野区基本構想及び新しい中野をつくる10か年計画改定方針について</li> </ul>
11月7日	第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境」に関する区民・事業所アンケート結果報告（速報）について</li> <li>・環境像と環境像の基本的な考え方について</li> <li>・重点的に取り組むテーマの検討について</li> </ul>

平成 27 年 1 月 30 日	第 4 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境」に関する区民・事業所アンケートの結果報告について</li> <li>・重点的に取り組むテーマの検討について</li> <li>・答申の構成（案）について</li> <li>・答申の取りまとめについて</li> </ul>
3 月 27 日	第 5 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案について</li> </ul>
6 月 5 日	第 6 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申の決定について</li> <li>・区長への答申</li> </ul>
11 月 6 日	第 7 回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次中野区環境基本計画（素案たたき台）について</li> </ul>
平成 28 年 1 月 7 日	第 1 回意見交換会 （野方区民活動センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次中野区環境基本計画（素案）について</li> </ul>
1 月 9 日	第 2 回意見交換会 （中野区役所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次中野区環境基本計画（素案）について</li> </ul>
1 月 12 日	第 3 回意見交換会 （南中野区民活動センター）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次中野区環境基本計画（素案）について</li> </ul>
2 月 2 日～ 22 日	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 3 次中野区環境基本計画（案）の公表及びパブリック・コメント手続の実施</li> </ul>

## (2) 第4期中野区環境審議会 委員名簿

(敬称省略)

(任期：平成26年5月16日～平成28年5月15日)

区分	氏名	所属等	備考
区民 (7名)	大野 道高	中野区町会連合会	～H27.11.5
	岸 哲也		H27.11.6～
	高橋 登志子	中野区町会連合会 (女性部)	～H27.11.5
	岡本 秀子		H27.11.6～
	小野 光	中野区清掃協力会	～H27.11.5
	大野 道高		H27.11.6～
	佐々木 直巳	中野区立中学校PTA連合会	H26.7.18～
	関口 俊夫	中野区地域環境アドバイザー	
	井上 於菟	公募	
	中井 敏雅		
事業者 (9名)	明石 浩一	中野区商店街連合会	
	赤星 義彰	東京商工会議所中野支部	
	田中 淳正	中野工業産業協会	～H27.3.26
	高村 慎一		H27.3.27～
	鳥羽 修平	中野区造園緑化業協会	
	荻原 和也	東京電力株式会社 荻窪支社	～H26.11.6
	徳本 一義		H26.11.7 ～H27.11.5
	丸茂 功一		H27.11.6～
	田辺 謙二	東京ガス株式会社 中央支店	
	福嶋 豊	積水ハウス株式会社	
	堤 健一	三菱自動車工業株式会社	～H26.11.6
	大石 博基		H26.11.7～
	山村 宜之	麒麟株式会社	
学識経験者 (4名)	◎大沼 あゆみ	慶應義塾大学経済学部	
	○田中 充	法政大学社会学部	
	伊香賀 俊治	慶應義塾大学理工学部	
	藤原 孝行	公益財団法人 東京都環境公社 東京都環境科学研究所	

◎会長 ○副会長

## 2 中野区環境基本条例

平成10年3月27日

条例第19号

### 目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 区民、事業者及び区の協働(第9条・第10条)

第3章 環境の保全の推進(第11条—第14条)

第4章 環境審議会(第15条・第16条)

第5章 雑則(第17条)

附則

私たちのまち中野は、都心に近く、利便性の高い住宅都市として発展してきた。

しかし、都市化の進展により、みどりや水辺の減少、ひろばの不足、大気汚染などの問題も抱えている。

また、物質的に豊かで便利な私たちの生活やそれを支える産業活動は、資源の大量消費による廃棄物の問題などを生み出したばかりでなく、地球の温暖化やオゾン層の破壊をもたらすなどすべての生命及び生活の基盤であるかけがえのない地球の環境をも脅かしている。

今こそ、私たちは、地球の環境を視野におきながら、健康で安全かつ豊かな環境を享受する権利の実現を図り、持続的な発展が可能な社会を将来の世代に引き渡していかなければならない。

このような認識の下に、区民、事業者及び中野区は、これまで培ってきた環境の保全の取組をさらに発展させ、協働して良好な環境を実現するため、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者及び中野区(以下「区」という。)の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 自然の循環を重視すること。
- (2) 人と他の生き物が共にすめる環境をつくること。
- (3) すべての資源を有効に活用すること。

(区の責務)

第4条 区は、環境の保全を図るため、次

に掲げる事項に関し、総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) みどり、水、土壌、大気、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
- (3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
- (6) まちの美化、良好な景観の保全に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

(区民の責務)

第5条 区民は、日常生活において、環境への負荷の低減を図るなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減を図るため必要な措置を講ずるなど、環境の保全に自ら積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、環境の保全に関する情報の提供を行うとともに、環境への負荷に関する情報の公開の求めに応じるよう努めるものとする。

(意見の申出)

第7条 区民及び事業者は、環境の保全に関して区長に意見を申し出ることができる。

2 区長は、前項の申出があったときは、適切な措置を講ずるものとする。

(開発等における環境への配慮)

第8条 区民、事業者及び区は、開発等の行為を行うに当たっては、当該行為が良好な環境を創出する機会となるよう努めるものとする。

第2章 区民、事業者及び区の協働

(協働)

第9条 区民、事業者及び区は、自らの責務を果たすとともに、協働して環境の保全に努めるものとする。

(協働の取組)

第10条 区民、事業者及び区は、次に掲げる事項について協働して取り組むものとする。

- (1) 情報を相互に提供し、意見を交換すること。
- (2) 地域、家庭、職場、学校等の多様な場において環境学習及び環境教育の推進を図ること。
- (3) 青少年の自主性を尊重しつつ、青少年が環境の保全のため積極的に行動するよう支援すること。
- (4) 具体的な行動の日を設け、環境の保全について理解を深めること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全について必要な事項



### 第3章 環境の保全の推進

(環境基本計画)

第11条 区長は、環境の保全に関する施策を総合的に推進するため、中野区環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の体系
- (3) その他環境の保全に関する重要事項

3 区長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ中野区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

5 区長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(環境白書)

第12条 区長は、環境の実態を明らかにし、及び環境の保全に資するため、環境白書を作成し、公表するものとする。

(事業者への要請)

第13条 区長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して環境の保全についての要請を行い、報告を求めることができる。

(国、東京都等との協力)

第14条 区は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都その他地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第4章 環境審議会

(設置)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、中野区環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

3 審議会は、環境の保全に関し特に必要な事項について、区長に意見を述べることができる。

(委員)

第16条 審議会の委員は、20人以内とし、区民、事業者及び学識経験者のうちから区長が委嘱する。

### 第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(省略)

## 第3次中野区環境基本計画

平成28(2016)年3月発行

(27中環地第2796号)

中野区環境部地球温暖化対策分野  
発行 〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1  
電話 03-3228-6584 (直通)

中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>



### 第3次中野区環境基本計画



中野区は、福島県喜多方市の「喜多方市森林整備加速化プロジェクト」の取り組みと連携し、喜多方市で間伐した森林のCO<sub>2</sub>吸収価値を50トン分購入しました。その一部を活用して、「第3次中野区環境基本計画」の冊子印刷で排出されるCO<sub>2</sub>を埋め合わせる「カーボン・オフセット」を行ない、地球温暖化防止に貢献しています。

CO<sub>2</sub>排出量 1 トン

CO<sub>2</sub>埋め合わせ量 1 トン

